

第1章 計画の基本的事項

1-1 行動計画の前提条件

(1) 栗東市環境基本計画の基本的事項

この行動計画は、平成15(2003)年3月に策定した「栗東市環境基本計画」(以下、基本計画)の実現に向けた計画であるため、策定にあたっては以下に整理する基本計画の基本的事項を前提とします。

栗東市環境基本計画の基本的事項(要約)

■目的

基本計画は、環境基本条例に掲げた環境保全の理念の具現化を図り、本市における環境に関する取り組みを総合的・計画的に進めるため、長期的な目標、方向、環境への配慮のための指針などを定め、「環境にやさしいまち」を形成することを目的としています。

～ 環境基本条例に掲げる4つの基本理念 ～

- 恵み豊かな環境を次代に引き継ぐまちづくり
- 自然をはぐくみ、人と生きものがともに暮らせるまちづくり
- 環境負荷の小さい持続的発展が可能な社会づくり
- 先人たちが築いた歴史・文化を行動に生かせるまちづくり

■計画の期間

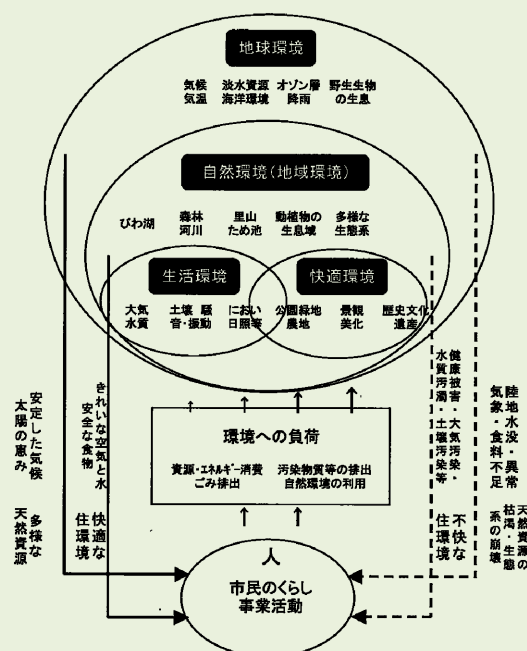
基本計画は、平成15(2003)年度を始期とし、平成24(2012)年を終期とする10年間の計画です。

ただし、環境に関わる科学的知見の革新あるいは社会経済情勢の推移を見ながら、5年間の進捗状況を評価・検討し、継続的に内容の充実を図ることとしています。

■対象地域と主体

基本計画は栗東市全域を対象とするとともに、琵琶湖の環境保全に関して広域的に取り組めます。その中で、複雑に関係し合う様々な環境要素について、人との関わりを踏まえて右図のような区分で捉えます。

また、市、市民、事業者、滞在者を環境保全に取り組む主体として位置付けます。これらの主体は上の基本理念にのっとり、互いに協力し合って環境保全に取り組めます。



(2) 栗東市を取り巻く社会情勢

琵琶湖の南に位置する本市は、市域の中央から南部にかけて丘陵や森林が広がる緑豊かな自然環境を有しています。これに対して北部の平地では、名神高速道路や主要幹線国道、ＪＲ等の国土交通軸が貫く利便性を背景に、製造業をはじめとする産業集積とともに、京阪神近郊の住宅都市として急速に都市化が進んできました。それに伴って、日常生活における騒音やごみといった都市生活型の環境問題への対応は重要性を増しています。また、その一方では良好な住環境の創出も課題であり、国の景観法を受けた景観行政団体としての取り組みはその一つといえます。

このような中、地球温暖化に伴う気候変動への対応、資源循環型社会の構築を目指した3R^{*}推進、生物多様性の確保について、地球規模で取り組むべき課題であるとの国際的な認識が生まれつつあります。これらは、身近にある様々な環境問題が複雑に関係し合った結果、現象としてはスケールの大きな課題となっていますが、私たち一人ひとりの環境に対する配慮や取り組みが解決に向けた鍵を握っています。

(3) 国や滋賀県の取り組み

■国の環境政策動向

上であげた3つの課題に対して、国は積極的に取り組む姿勢を示しています。

まず、気候変動に関しては、平成19(2007)年に公表されたI P C C第4次評価報告書の知見を踏まえて、「地球温暖化対策の推進に関する法律」及び京都議定書目標達成計画に基づき、国民運動の展開や制度・体制等の基盤強化が進められています。京都議定書後の次期枠組みを視野に入れた対策としては、革新的技術の開発や排出権取引をはじめとする経済的手法の導入なども検討されています。また、2050年における温室効果ガス排出量70%削減を目指して、「低炭素社会に向けた12の方策」が提言されています。

3R推進に関しては、循環型社会推進基本法を柱とした法体系が整備され、資源の有効利用を通じて環境と経済の両立を図るべく、個別の法令に基づく取り組みが進められています。その成果は、「ゴミゼロ国際化行動計画」にのっとり、「もったいない」の理念と同様に世界各国に発信されつつあります。

生物多様性に関しては、第三次生物多様性国家戦略(平成19(2007)年改定)において、国土の望ましい生態系の回復が「100年計画」として提示されています。一方、各地で市民・NPOなどの多様な主体の参画の下、自然再生事業や里地里山保全事業などの取り組みが展開されています。平成20(2008)年には生物多様性基本法が成立したことを受け、今後はこのような取り組みがさらに加速化していくものと考えられます。

■新滋賀県環境総合計画に基づく取り組み

県は新滋賀県環境総合計画に基づき、「共生」「循環」「自治」「協働」を基本方針として「環境を内部化した社会」を目指した取り組みを進めています。人も生態系の一員であるという認識に立ち、人間の社会経済活動について「生態系の構造と機能を維持できる範囲内で行う」ことを明言しています。そして、持続可能な社会の構築に向けて、県民・事業者等には立場に応じた公平な役割分担の下での自主的な参画を求めています。

特に、近畿の水がめである琵琶湖は県民が誇る財産であり、広く流域の視点に立った取り組みが早くから進められ、汚濁負荷の削減並びに水資源の確保等の面で効果を上げています。具体的には、ボランティアで清掃美化活動に取り組む「淡海エコフオスター」やレジャー活動の環境負荷低減を目指した「琵琶湖ルール」などが制度化されています。

* 3R：廃棄物の発生抑制(リデュース Reduce)、再使用(リユース Reuse)、再生利用(リサイクル Recycle)

1-2 行動計画の概要

(1) 目的と位置付け

■目的

基本計画の策定から5年が経過しているため、この間の社会経済情勢の動向等を総合的にとらえながら、基本施策や具体的な取り組みの進捗状況を適切に評価する必要があります。そのため、前節で整理したいくつかの前提条件をもとに、この行動計画では次に挙げる5つを主な目的とします。

行動計画の5つの目的

- ①市民・事業者・市・滞在者がそれぞれ自主的に参画し、協働して取り組む方を盛り込み、基本計画の実行性を高めます。
- ②「地球温暖化対策地域推進計画」に代わるものとして、各主体の低炭素社会を目指した行動のあり方を示します。
- ③資源循環型社会を目指して、地域で各主体が取り組むべき方を示します。
- ④身近な自然とのふれあいを通じて、地域の生態系を守り、生物多様性を維持していくための取り組みを示します。
- ⑤琵琶湖の環境保全について、流域の視点から広域的に取り組む方を示します。

■位置付け

本市では、市民憲章及び第四次総合計画に基づいて、平成15(2003)年2月に**栗東市環境基本条例**を施行しました。基本計画や環境マネジメントシステムをはじめとする本市の環境政策は、すべてこの環境基本条例をよりどころとしています。このため、基本計画は、総合計画を上位計画として、右図に示すような位置付けにあります。

行動計画は、基本計画の実現にむけて環境マネジメントシステムや市民・事業者の行動など、より具体的な取り組み内容を含むものとします。また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」で定める**地域推進計画**としての役割も持たせます。

【評価・検証の際の着目点】

- ・社会経済情勢等の変化
- ・栗東市の状況変化
- ・環境基本計画進捗状況の評価
- ・地球温暖化対策地域推進計画を盛り込む

地球温暖化対策
の推進に関する
法律
(第20条)

課
題

評
価
・
検
証

上
位
計
画

市民憲章

第四次栗東市総合計画
基本構想

平成11(1999)年12月議決
計画期間：平成12(2000)年度～平成22(2010)年度
都市像：夢と活力あふれる
ふれあい都市 栗東

※平成17(2005)年3月改訂

栗東市環境基本条例

平成15(2003)年2月1日施行

栗東市環境基本計画
(本計画)

平成15(2003)年3月策定
第1次 平成15(2003)年～平成24(2012)年

栗東環境マネジメントシステム
(ISO14001)

平成13(2001)年12月27日 認証取得

- 各環境関連の施策の策定及び実施
- 市民・事業者・滞在者等による各環境関連の施策への参加・協力
- 市民・事業者・滞在者等による各環境関連の取り組みへの支援など

環境基本計画行動計画

着目点を踏まえ、より具体的な取り組み内容を含める

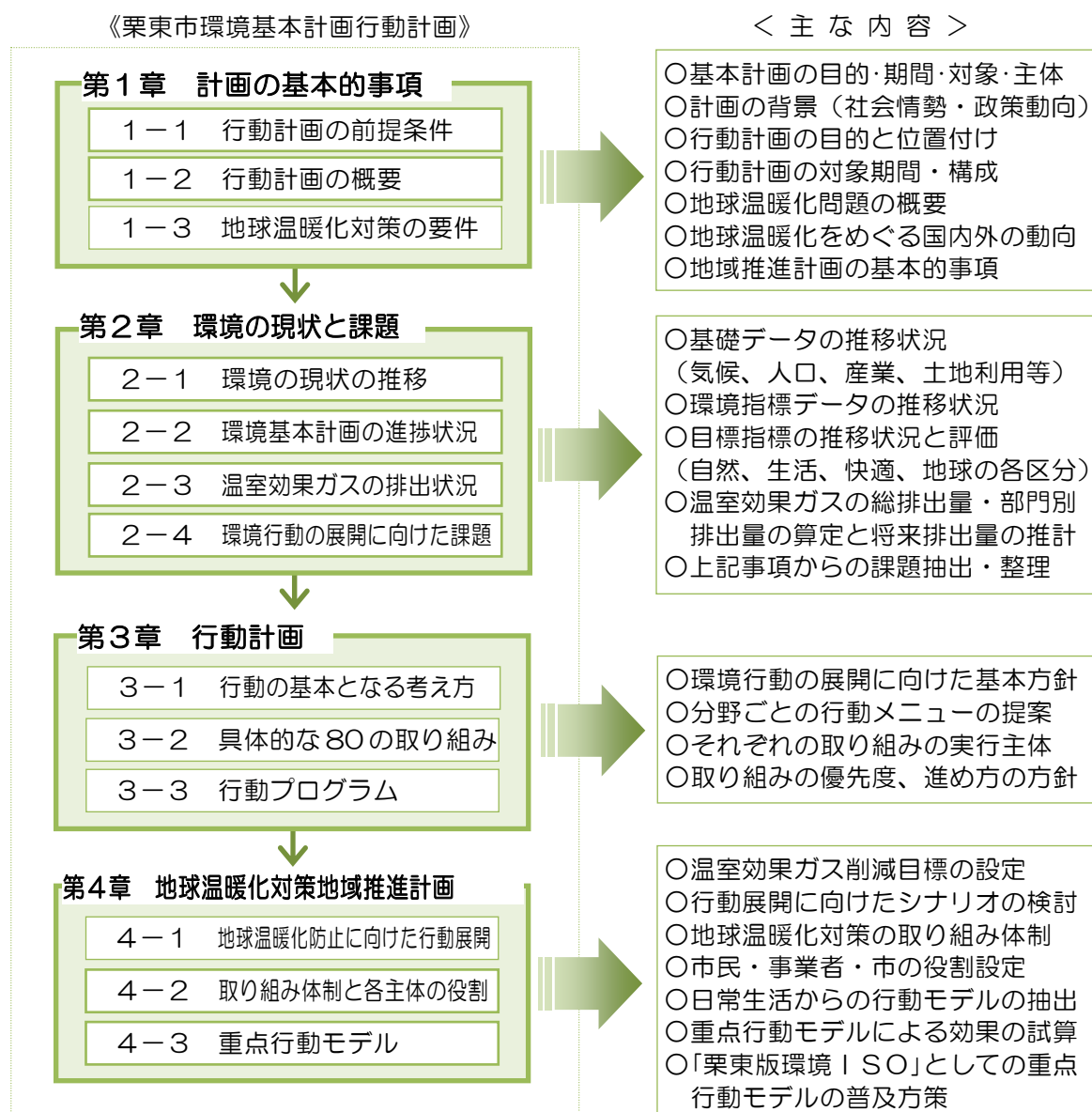
(2) 対象とする期間

行動計画が対象とする期間は、基本計画の後期に位置付けられる平成 21 (2009) 年度～平成 24 (2012) 年度の 4 年間とします。



(3) 計画の構成

行動計画の構成と各章に記載すべき主な内容を以下に示します。

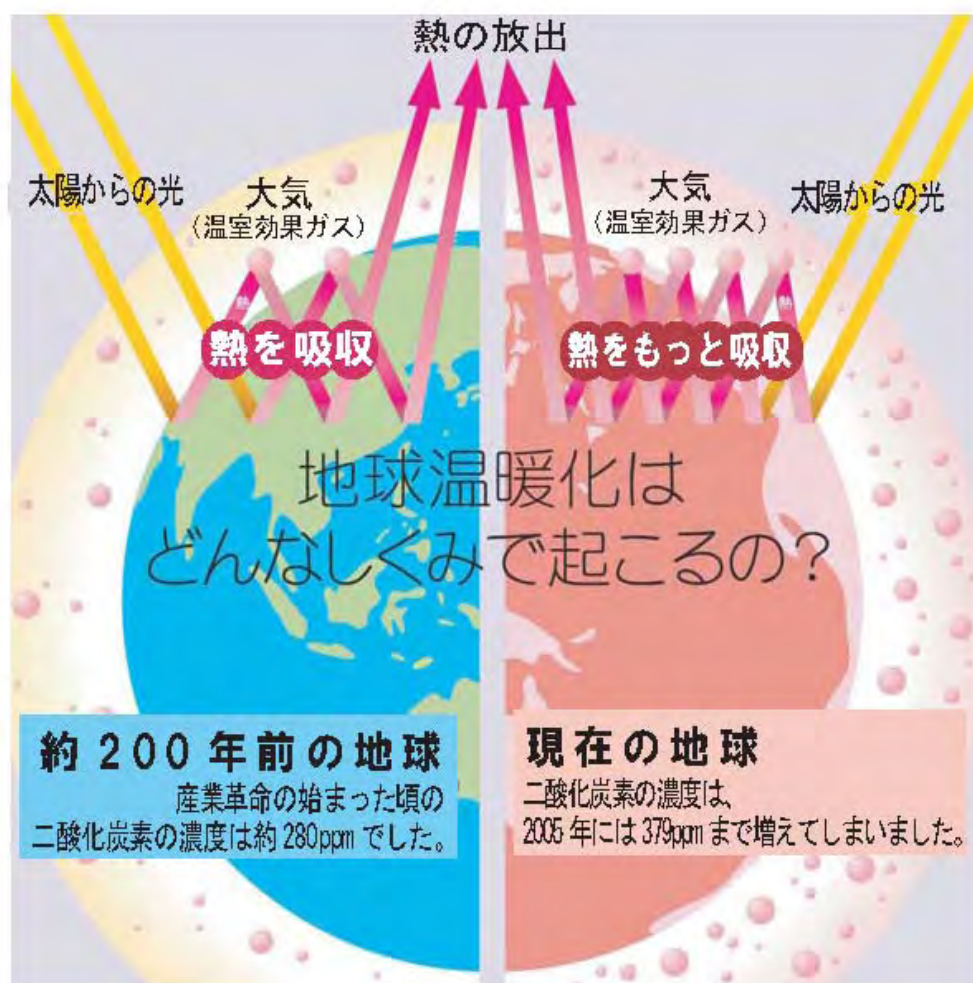


1-3 地球温暖化対策の要件

(1) 地球温暖化問題の概要

太陽からの放射エネルギーは、その一部が宇宙空間に反射し、有害な紫外線等が地球を取り巻く大気に吸収された後、光として地表面に届き地球を温めています。これとは逆に地球も宇宙に対して熱エネルギーを放射していますが、熱放射を吸収しやすい大気中の水蒸気、二酸化炭素、オゾンなどにいったん吸収されます。温まった大気から熱エネルギーが再放射されることで大気及び地表面の温度が上昇します。このような働きを「温室効果」と呼び、これらの気体を「温室効果ガス」と呼びます。地表面近くの大気は、このような温室効果を含む日射と熱放射のバランスによって、平均 15℃ とほぼ一定に保たれています。

ところが、この温室効果ガスが増え過ぎると、宇宙へ放出されるはずの熱が過剰に吸収されて気温が上昇することになります。産業革命以降、私たち人類は経済発展の陰で膨大な量の化石エネルギーを消費し、快適で利便性の高い社会を築きあげてきました。このことは、大気中の温室効果ガス、とりわけ二酸化炭素の濃度を上昇させ、地球温暖化による気候変動を加速させています。その結果として、海面上昇や洪水・干ばつ等の異常気象の増加、農作物の生産量の減少、生態系の破壊など、様々な影響が予測されており、地球全体として人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つとなっています。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センターホームページ

(2) 地球温暖化をめぐる国内外の動向

■国際社会における取り組み

(I P C C と気候変動枠組条約)

二酸化炭素等の温室効果ガスと地球温暖化に関する国際的な取り組みは、昭和60(1985)年にオーストリアのフィラハで開催された「二酸化炭素及びその他の温室効果気体の気候変動及びそれに起因する諸影響における役割に関する国際会議」が発端です。その後、昭和63(1988)年11月に、我が国をはじめ米国、EU、中国等20か国の専門家が参加する「I P C C (気候変動に関する政府間パネル)」が設置され、気候変動の観測事実と予測、温暖化の影響と対策、社会経済的な側面等について検討を続けています。

平成4(1992)年5月には、I P C C の報告に基づいて、「気候変動に関する国際連合枠組条約 (以下、「気候変動枠組条約」という)」が採択され、平成6(1994)年に発効しました。この気候変動枠組条約は、地球環境に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととしない水準で大気中の温室効果ガス濃度を安定化させることを目的とし、主に先進締約国に対して温室効果ガス削減のための政策実施等の義務を課しています。

(京都議定書発効までの経過)

平成9(1997)年12月に京都で開催されたC O P 3 (第3回気候変動枠組条約締約国会議)では、先進国の温室効果ガス排出量に関する法的拘束力のある数値目標を盛り込んだ「京都議定書」を採択しました。議定書において、平成20(2008)年から平成24(2012)年までの5年間に、我が国は6種類の温室効果ガスの総排出量を平成2(1990)年レベルを基準として6%削減することが求められました。

その後、平成13(2001)年7月に開催されたC O P 6 再開会合において、参加各国から中核的要素に関する基本的合意 (ボン合意) を得ました。さらに、同年10月から11月にかけて開催されたC O P 7 においては、議定書の運用細則を定める文書 (マラケッシュ合意) を決定しました。平成17(2005)年2月には、ロシアの批准を受けて「京都議定書」は発効条件を満たしたため、法的な拘束力が発生しました。[平成20(2008)年10月現在、183か国が京都議定書を批准しています。]

(ポスト京都議定書に向けた動き)

平成19(2007)年、ドイツのハイリゲンダムで開かれたサミット(主要国首脳会議)において、我が国は「美しい星50(クールアース50)」を提案し、その中で革新的技術の開発と低炭素社会づくりという長期ビジョンを提示しました。省エネなどの技術を生かして環境保全と経済発展を両立する等の考え方を受けて、各国首脳から「2050年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を少なくとも半減することなどを真剣に検討する」との合意を得ました。しかし、具体的な削減方法や負担割合については調整がつかず、同年12月のC O P 13 (温暖化防止バリ会議)においても数値目標を定めるには至りませんでした。

京都議定書の第一約束期間を迎えた平成20(2008)年7月の北海道洞爺湖サミットでは、米国も含めたすべての国連交渉参加国に温室効果ガス排出量削減の長期目標(2050年までに少なくとも半減)の採択を求めるという一歩進んだ形での合意によりやくこぎつけました。このように、国際政治の舞台で地球温暖化対策が主要な議題にあがるケースが増えてきたことは明白であり、現在は更なる削減の枠組み(ポスト京都議定書)に議論の焦点は移りつつあります。

【参考：京都議定書について】

京都議定書に定められた主な項目は以下にあげるとおりで、目標達成に向けた仕組みとして「京都メカニズム」[排出量取引、クリーン開発メカニズム(CDM)、共同実施(JI)等]の導入が提案されています。

対象ガス：二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、
ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、
六フッ化硫黄(SF₆)の6種

吸収源：森林等の吸収源による温室効果ガス吸収量を算入(排出量から差引く)

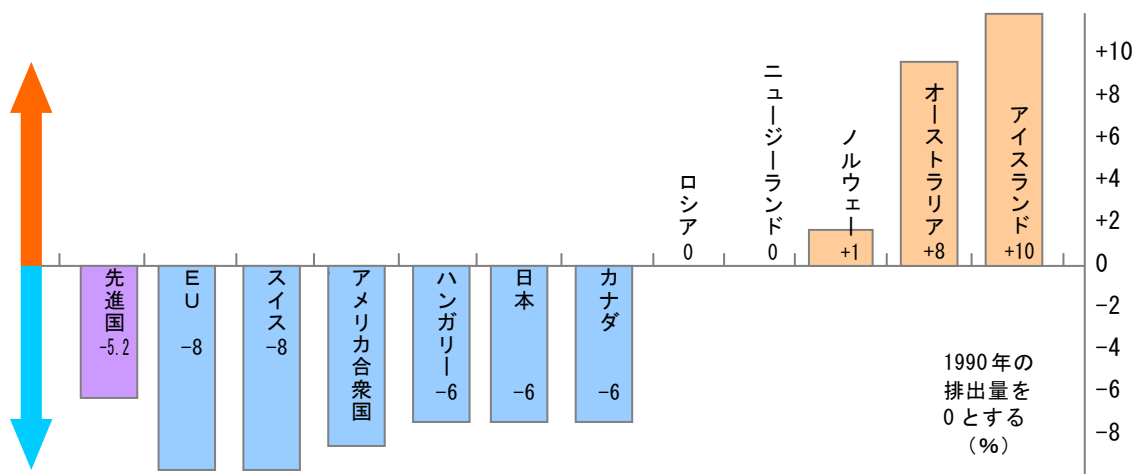
基準年：1990年(HFC、PFC、SF₆は、1995年としてもよい)

目標期間：2008年から2012年までの5年間
(5年間の合計排出量を1990年の排出量の5倍量と比較する)

目標：各国ごとの削減目標は、基準年と比べ、日本6%、米国7%、EU8%等、
先進国全体で少なくとも5%の削減を目指す。

発効条件：①55カ国以上の国が批准
②批准した先進国の1990年の二酸化炭素排出量の合計が、全先進国の
排出量合計の55%以上
この2つの条件を満たした後、90日後に発効。

主要国の温室効果ガス排出削減目標
(2008年～2012年の期間目標)



※2009年3月末現在、アメリカ合衆国は未締結

出典：全国地球温暖化防止活動推進センターホームページ

■我が国における取り組み

（「地球温暖化対策推進大綱」決定までの歩み）

我が国は、平成 2(1990)年 10 月に地球環境保全に関する関係閣僚会議において、「地球温暖化防止行動計画」を策定し、平成 12(2000)年以降の二酸化炭素排出量について平成 2(1990)年レベルで安定化させること等を目標にして、各種対策を講じてきました。京都議定書の採択を受けた平成 9(1997)年 12 月には、その着実な実施に向けて具体的かつ実効ある地球温暖化対策を総合的に推進するため、地球温暖化対策推進本部（以下、推進本部）を内閣に設置しました。推進本部では、半年後の平成 10(1998)年 6 月、平成 22(2010)年に向けて緊急に推進すべき施策を「地球温暖化対策推進大綱」として決定しました。

（関係法令の整備等）

平成 10(1998)年に制定した「地球温暖化対策の推進に関する法律」（通称：温対法）を皮切りに、我が国における温暖化対策推進の基盤となる枠組みの構築が始まりました。昭和 54(1979)年に制定された「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（通称：省エネ法）の改正など、関係法令の整備等をはじめ各方面で国内対策を実施しました。

（京都議定書目標達成計画）

気候変動枠組条約第 7 回締約国会議（C O P 7）で、京都議定書の運用細則が合意に達したことから、地球温暖化対策推進本部は平成 14(2002)年 3 月に「地球温暖化対策推進大綱」の見直しを行いました。さらに同年 6 月には京都議定書を批准するとともに温対法を改正し、京都議定書目標達成計画の策定、計画の実施の推進に必要な体制の整備、温室効果ガスの排出抑制等のための施策等を対策に盛り込みました。

その後の議定書発効を受けて改正温対法が全面施行されると、同法に基づく「京都議定書目標達成計画」が平成 17(2005)年 4 月に策定されました。同計画は「地球温暖化防止行動計画」、「地球温暖化対策推進大綱」、「地球温暖化対策に関する基本方針」を引き継ぐものとして位置付けられており、議定書に定められた削減義務の確実な達成と地球規模での温室効果ガスの長期的かつ継続的な排出削減を目指しています。

■滋賀県における地球温暖化対策

県は、平成 8（1996）年 3 月に「滋賀県環境基本条例」を制定し、平成 9（1997）年 10 月に基本条例に基づいて「滋賀県環境総合計画」を策定しました。平成 16（2004）年 3 月に改定された新環境総合計画では、「快適な生活環境の保全」の中で地球温暖化対策の推進を位置付けています。

また、「滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例」を平成 12（2000）年 3 月に制定し、一定規模以上の事業者に対して、事業活動や自動車の使用に伴う大気環境への負荷の低減を図るための計画策定を義務づけました。また、平成 15（2003）年 3 月策定、平成 18（2006）年改定の「滋賀県地球温暖化対策地域推進計画」では、県民、事業者、行政それぞれの取り組みを示しています。さらに、平成 20(2008)年 4 月には「持続可能な滋賀社会ビジョン」を公表し、2030 年における温室効果ガス 50%削減という全国に先駆けた方針を打ち出しています。

一方、家庭や職場など地域における温暖化防止活動の取り組みを推進するため、平成 12（2000）年 10 月に(財)淡海環境保全財団を「滋賀県地球温暖化防止活動推進センター」として指定するとともに、「滋賀県地球温暖化防止活動推進員」を委嘱しました。平成 21(2009)年 3 月現在、119 名の推進員が地域で活動しています。

■栗東市における地球温暖化対策

本市は平成13(2001)年12月に、県内市では初めてとなる環境マネジメントシステムの国際標準規格ISO14001の認証を取得しました。以降、以下に示す「環境方針」に基づいてシステムを運用する中で、適正温度による冷暖房や紙類の効率的な使用等の具体的な取り組みを実践し、エネルギー使用量の削減等に効果をあげてきました。また、全国でも珍しく適用範囲には市内小・中学校や幼稚園、保育園、児童館などの教育関係施設も含んでおり、「みどりのカーテン」の推進等による積極的な環境教育への展開を図っています。

環 境 方 針

〈基本理念〉

栗東市は、地球環境問題が人類共通の課題であることを認識し、環境に配慮する立場から、私たちが今なにをなすべきかを考え、行動することにより、地球の環境保全に取り組みます。

〈基本方針〉

私たちの栗東市は、古くから交通の要衝として栄えてきた一方で、緑あふれる森林資源に恵まれた「緑と文化のまち」を形成してきました。この豊かな自然と都市的機能の調和が、私たちの住むまちの歩んできた道であり、誇りでもあります。

しかし、今や現代文明が環境に与える負荷によってもたらした地球の温暖化、資源の枯渇及び廃棄物等の環境問題が憂慮されており、地球規模でその対応が求められています。私たちのまちにおいても、環境への影響に配慮し、汚染を予防するための環境マネジメントシステムを構築し、プログラムを実行し、先導的立場をもって基本理念の普及及び啓発に努め、地球環境保全の取り組みの輪を広げます。

まちは、貴重な財産である豊かな自然の保全及び快適な地域環境の創出のため、市民憲章でうたわれている「自然を愛し、きれいなまちをつくりましょう」という理念の具現化を図ります。

そのために、まちは次の項目について実行することを約束します。

1. 省エネルギー、省資源及び廃棄物の減量化並びにリサイクルを推進して、環境に及ぼす影響に配慮すること並びに各種施策を通じて自然環境の保全に努めること
2. 学習による自覚が環境保全活動の源泉であると位置づけ、学校を含む生涯学習の場において環境教育が積極的に進められるよう努めること
3. 環境マネジメントシステムを樹立し、継続的に改善すること及び環境汚染の予防に取り組むこと
4. 実施する事務事業において、環境関連の法規制及び栗東市が受入に同意したその他の要求事項を遵守すること
5. 環境目的及び目標を定めること及びその見直しを行うこと

この環境方針は、全職員に周知し、広く一般に公表します。

平成16年11月11日

栗東市長 國松 正一

表 地球温暖化対策の近年の動向

年	月	世 界	日 本	滋賀県	栗東市
平成 2 (1990)	10		「地球温暖化防止行動計画」策定		
平成 4 (1992)	5	「気候変動に関する国際連合枠組条約」採択			
平成 6 (1994)	3	「気候変動に関する国際連合枠組条約」発効			
平成 8 (1996)	3			環境基本条例制定	
平成 9 (1997)	8			環境総合計画策定	
	12	COP3(気候変動枠組条約第 3 回締約国会議) [京都議定書採択]	「地球温暖化対策推進本部」設置		
平成 10 (1998)	6		「大綱」(地球温暖化対策推進大綱)策定 [2010 年目標の当面の対策措置]		
平成 11 (1999)	4		「地球温暖化対策推進法」施行・「地球温暖化に関する基本方針」策定		
平成 12 (2000)	3				第四次総合計画策定
平成 13 (2001)	9	IPCC（気候変動に関する政府間パネル） 第 3 次評価報告			
	10	COP7[マラケシュ合意（運用ルール：京都メカニズム、吸収源、遵守制度等）]			市制施行
	12				ISO14001 認証取得
平成 14 (2002)	3		「大綱」改訂[2010 年目標の追加的対策措置]		
	6		「京都議定書」締結（受諾）		
	12				環境基本条例制定
平成 15 (2003)	2				環境基本条例施行
	3			地球温暖化対策地域推進計画策定	環境基本計画策定
平成 16 (2004)	3			環境総合計画改定（新滋賀県環境総合計画）	
	10			しが新エネルギー導入戦略プラン策定	
平成 17 (2005)	2	「京都議定書」の発効	改正「地球温暖化対策推進法」全面施行		
	4		「京都議定書目標達成計画」策定		
平成 18 (2006)	12			地球温暖化対策地域推進計画改定	
平成 19 (2007)	2	IPCC（気候変動に関する政府間パネル） 第 4 次評価報告			
	6	G8 ハイリゲンダムサミット			
	9			県庁地球温暖化対策実行計画策定	
	12	COP13[2013 年以降の枠組み、途上国問題]			
平成 20 (2008)	3			持続可能な滋賀社会ビジョン策定	
	7	北海道洞爺湖サミット			

(3) 地域推進計画の基本的事項

ここでは、本行動計画が役割を兼ねる地球温暖化対策地域推進計画の側面から、必要となる基本的事項を整理します。

■目標年度と基準年度

○目標年度

本行動計画の終期であり、京都議定書の第1約束期間[平成20(2008)年～平成24(2012)年]の最終年度でもある平成24(2012)年度を目標年度とします。

○基準年度

基準年度は「京都議定書」と同じ平成2(1990)年度とします。

■対象範囲

市域において活動するあらゆる主体による取り組みが必要となることから、基本計画でのとらえ方を踏まえて、すべての市民・事業者・市・滞在者を対象とします。

■対象とする温室効果ガスの種類

削減に向けた取り組みの対象とする温室効果ガスは、「京都議定書」で対象とされている次の6種類とします。

- ・二酸化炭素 (CO₂)
- ・メタン (CH₄)
- ・一酸化二窒素 (N₂O)
- ・ハイドロフルオロカーボン (HFC)
- ・パーフルオロカーボン (PFC)
- ・六ふっ化硫黄 (SF₆)

【参考：京都議定書に定められた温室効果ガス】

温室効果ガス	主な排出源・用途	主な削減対策	GWP※
二酸化炭素 (CO ₂)	・代表的な温室効果ガス ・石油、石炭等の燃焼で発生	・電気製品や自動車等のエネルギー効率の向上 ・省エネルギーの推奨	1
メタン (CH ₄)	・天然ガスの主成分 ・家畜の腸内発酵による発生 ・廃棄物の埋立による発生	・飼料の改良 ・糞尿の処理方法の改善 ・ごみの分別の徹底	21
一酸化二窒素 (N ₂ O)	・石油、石炭の燃焼から発生 ・窒素肥料の製造により発生 ・手術時の全身麻酔に使用	・高温燃焼 ・触媒の改良	310
代替フロン等 (HFC、PFC、SF ₆)	・エアコン、冷蔵庫等の冷媒、スプレー製品の噴射剤として使用 ・半導体エッチングの洗浄用ガスとして使用 ・変圧器等の電気絶縁用ガスとして使用	・機器廃棄時の回収 ・使用後の回収 ・機器点検時の漏出防止 ・廃棄時の回収 ・破壊処理	140～ 23,900

※GWP（地球温暖化係数）…二酸化炭素の温室効果を1としたときの温室効果の強さを表したもの

第2章 環境の現状と課題

2-1 環境の現状の推移

(1) 市の概況

■気候

県全体は8つの気候区に区分されており、本市は大津市・草津市などとともに湖南気候区に属します。年間を通じて温和な気候であり、最寄りの大津観測所のデータによれば日平均気温は15℃前後です。近年の傾向では、最高気温がやや上昇傾向にあり、36℃超を記録する日が見られます。また、年間の降水量は減少傾向にあり、1,300ミリ前後とやや少なめで推移しています。



図 2-1-1 滋賀県気候区分図

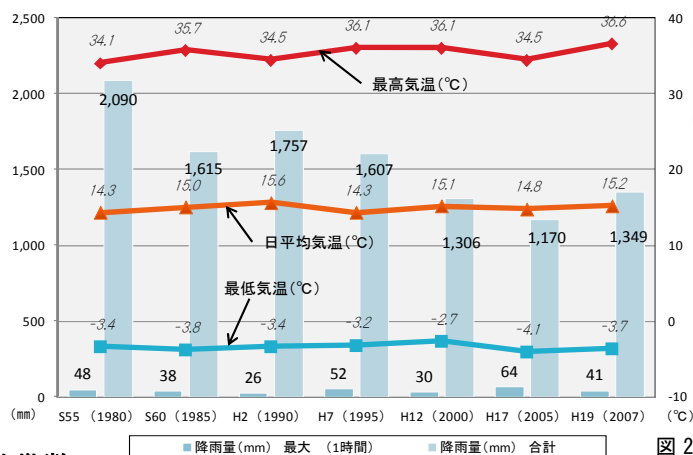


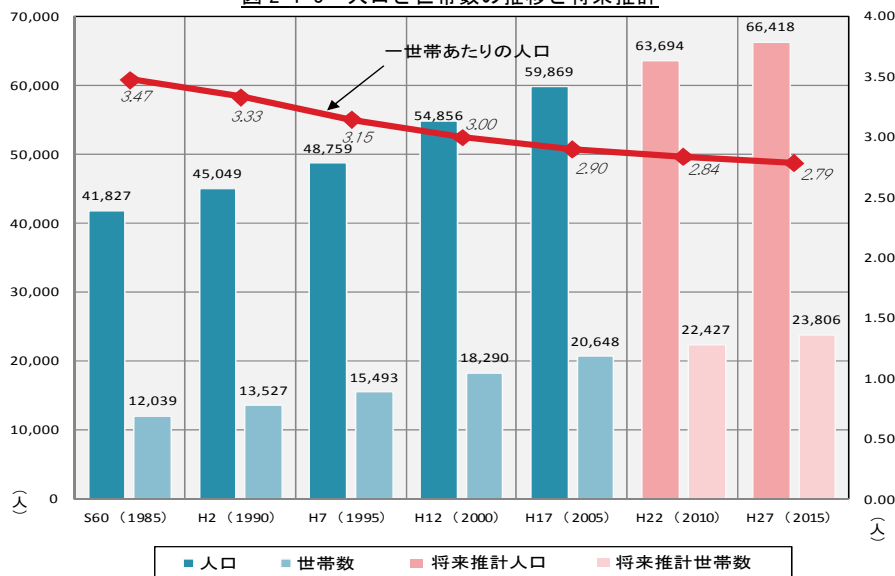
図 2-1-2 気温と降水量の推移

■人口・世帯数

昭和 60(1985)年に 41,827 人であった本市の人口は、20 年後の平成 17(2005)年には約 1.5 倍の 59,869 人に達し、その後も順調に増え続けています。世帯数の伸びは約 1.7 倍でそれ以上に著しく、一世帯あたりの人口も 2.90 人となっていることから、単身世帯の増加や核家族化の進行がうかがえます。

全国的には平成 16(2004)年をピークに人口減少期に入りましたが、本市の将来推計ではこれまでと同様の増加傾向が続き、平成 27(2015)年には人口約 66,000 人、世帯数約 24,000 世帯になるものと予測されています。

図 2-1-3 人口と世帯数の推移と将来推計



■産業

本市の就業者数は人口とともに増加傾向にあり、平成 17(2005)年で 30,129 人に上っています。また、産業別の構成では、第三次産業就業者数が約 64%を占めています。

基幹的な産業である製造業についてみると、製造品出荷額は年度ごとに増減はあるものの機械関連が好調で微増傾向にあります。

図 2-1-4 就業者数の推移

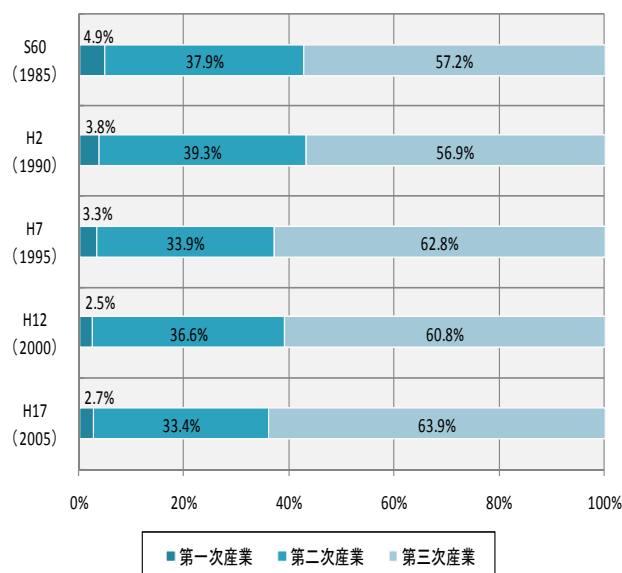
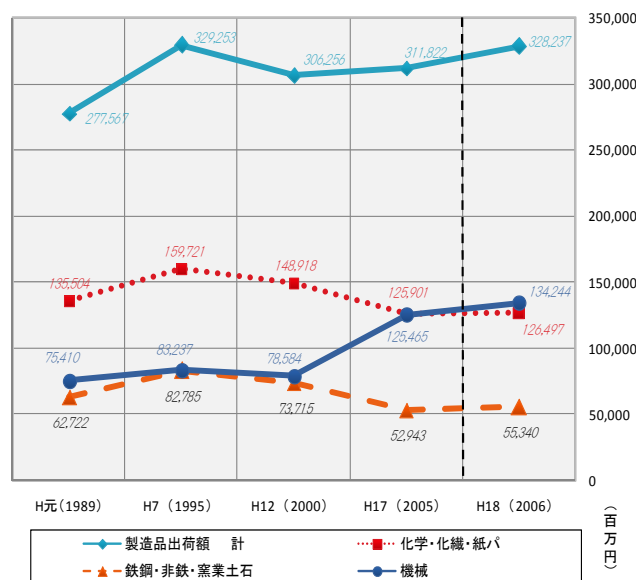


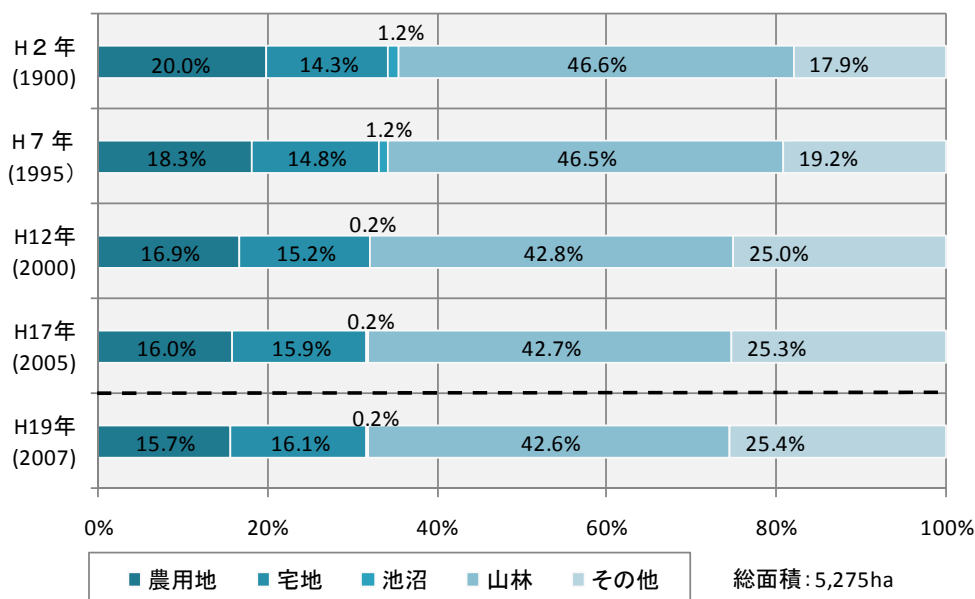
図 2-1-5 製造品出荷額の推移



■土地利用

本市の総面積は 52.75 km²であり、その約 43%を山林が占めています。京阪神地域への通勤圏であることを背景に人口の増加に伴って市街化が進んだ結果、農用地及び山林が減少し、宅地、その他の土地利用へと変わっています。

図 2-1-6 土地利用割合



■都市基盤

本市は、国道1号及び8号が結節する交通の要衝であり、鉄道ではJR東海道本線、JR草津線がこれらとほぼ並行して走っています。東西を結ぶこれらの幹線道路・鉄道を軸として交通体系が整備されており、名神高速道路栗東インターによって高速交通ネットワークと接しています。

公園・緑地は、野洲川運動公園(約10.5ha)をはじめとして、都市公園が34か所(約23ha)が整備されています。



写真 2-1-1 野洲川運動公園

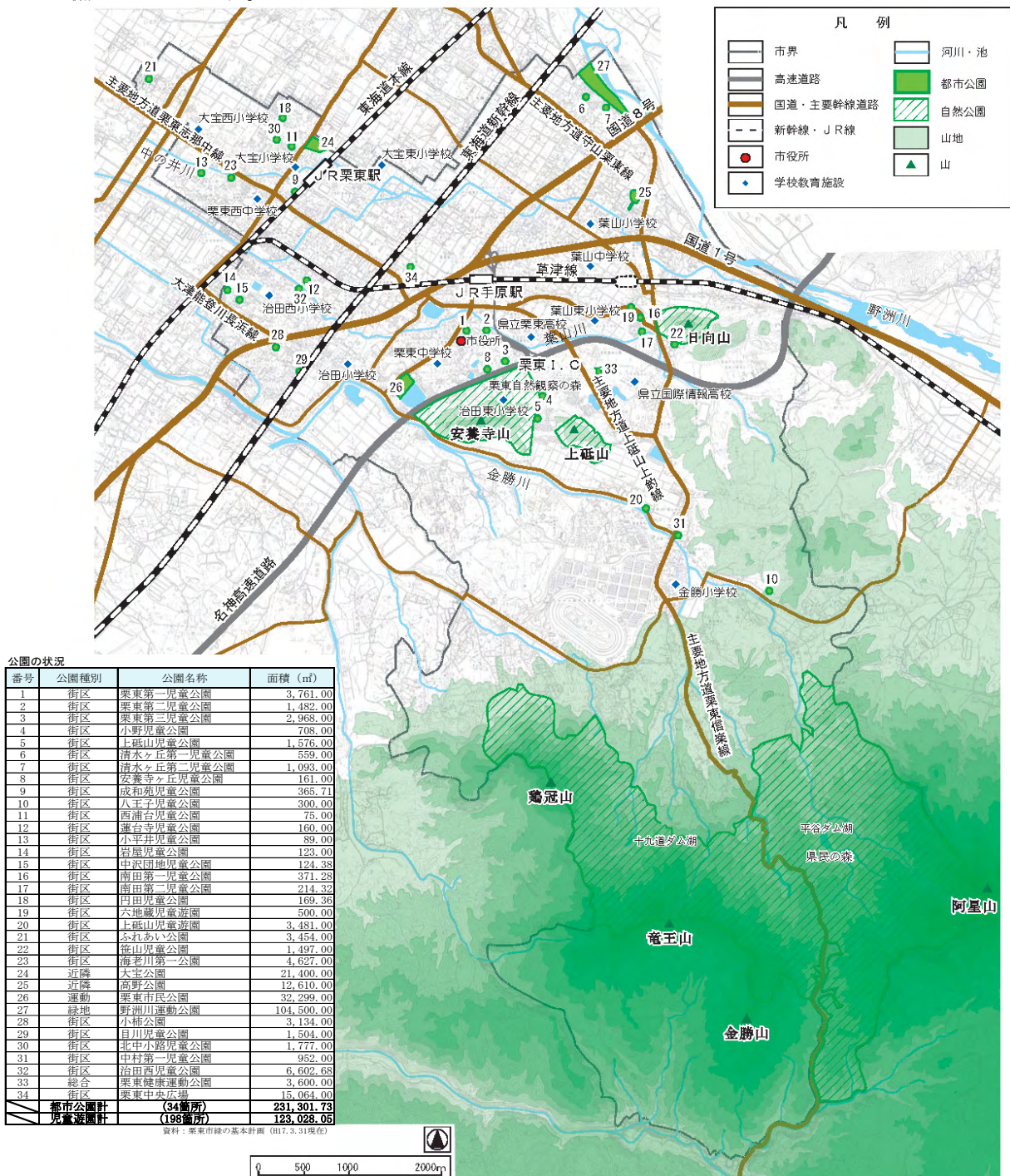


図 2-1-7 栗東市の交通体系と公園位置図

■上・下水道

上水道の普及率は99.8%で、人口とともに給水人口が増加している半面、有収水量*はほぼ900万m³で一定で推移しています。

公共下水道は、琵琶湖流域下水道の湖南中部処理区として整備が進んでいます。本市の水洗化率は95%で、水洗化人口、排水量ともに増加しています。ほかに、農業集落排水処理施設は2か所ありますが、いずれも高度排水処理システムが導入されています。



図 2-1-8 下水道処理区域及び農業集落排水処理施設位置図

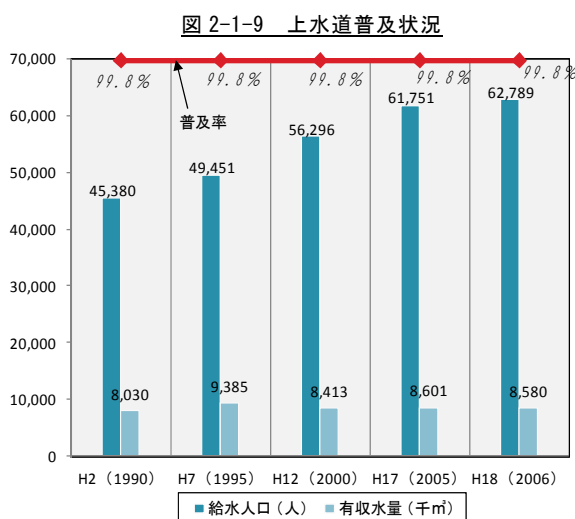


図 2-1-9 上水道普及状況

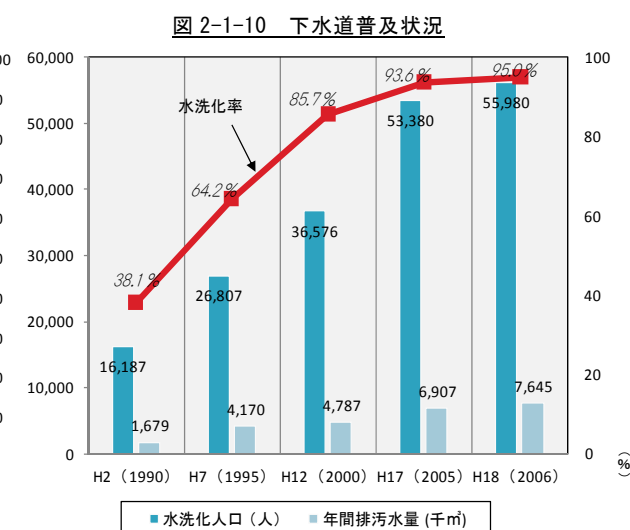


図 2-1-10 下水道普及状況

■エネルギー

本市の電力使用量は平成12(2000)年までは著しい伸びを示していましたが、その後はほぼ横ばいで推移しており、平成17(2005)年には総量で約670,000,000kWhでした。そのうち家庭用が占める割合は年々わずかながら増加する傾向にあり、20%を超えるシェアとなっています。1世帯あたりの年間使用量は約6,300kWhとなり、平成2(1990)年に比べて約1.2倍となっています。

また、従来の本市のガス供給はLPガスが大半でしたが、近年は民間の都市ガス供給網の整備が進んでおり、都市ガスを利用する世帯が徐々に増えています。

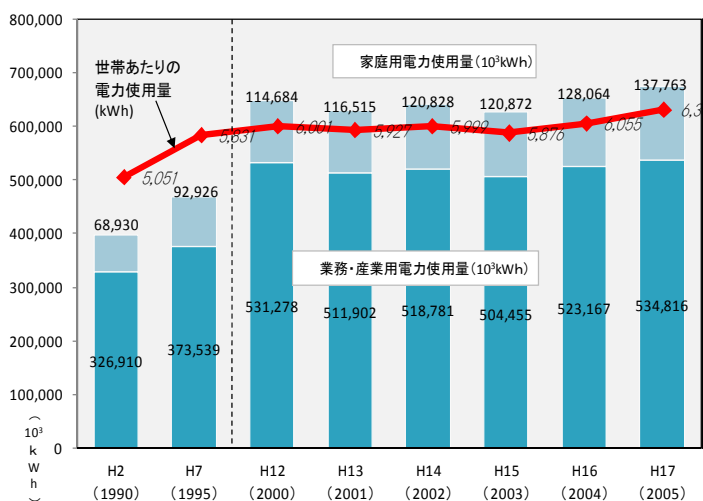


図 2-1-11 電力使用量の推移

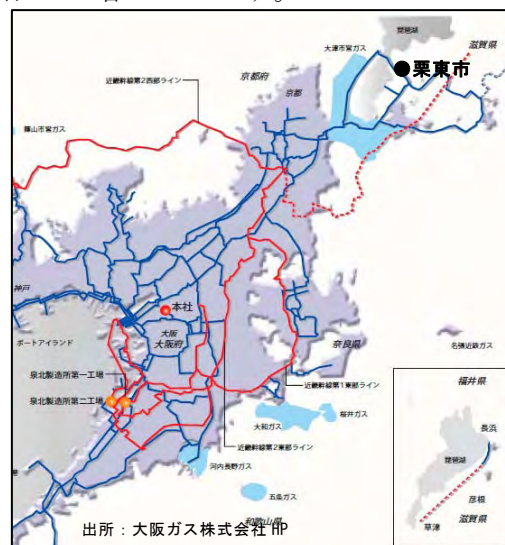


図 2-1-12 都市ガス供給網

*有収水量：料金徴収の対象となった水量及び他会計等から収入のあった水量

(2) 環境指標の推移状況

■大気質

二酸化窒素 (NO₂)、二酸化硫黄 (SO₂)、浮遊粒子状物質 (SPM) について、市内 5 か所で測定監視を実施しています。平成 14(2002)年以降、いずれの地点においても環境基準を上回ることなく、当初と同じ水準で推移しています。

また、県が行う大気常時監視に関連して、本市を管轄地域の一部とする草津測定局が設置されています。特に近年は、光化学オキシダント濃度が環境基準を上回る場合があり、光化学スモッグ注意報等発令回数が増える傾向にあります。

光化学スモッグ注意報等
発令状況

年 度	発令回数
平成 15 年度 (2003 年度)	1
平成 16 年度 (2004 年度)	2
平成 17 年度 (2005 年度)	0
平成 18 年度 (2006 年度)	5
平成 19 年度 (2007 年度)	3

出所：滋賀県環境白書

■水質

(河川)

水素イオン濃度 (pH)、生物化学的酸素要求量 (BOD)、浮遊物質 (SS)、溶存酸素量 (DO)、大腸菌群数について、市内を流れる 12 河川 19 か所で測定監視を実施しています。平成 19(2007)年度の環境基準 (A 類型) 達成率は約 66%で、項目別の達成率では BOD が約 30%、大腸菌群数は約 24%と他の調査項目と比べ低くなっています。BOD の推移をみると以前のように極端に高い値は見られませんが、近年は平年値に比べてやや高くなる傾向にあります。

また、県では琵琶湖の水質保全を目的として、野洲川 (北湖東部流入)、葉山川 (南湖・瀬田川流入) について全窒素、全リン濃度を監視しています。これらの値は依然として環境基準の暫定目標値を大きく上回る水準にあり、ほぼ横ばいに推移しています。

(地下水)

市が実施している上水道水源地の調査では異常は検出されておらず、良好な水質が確保されています。

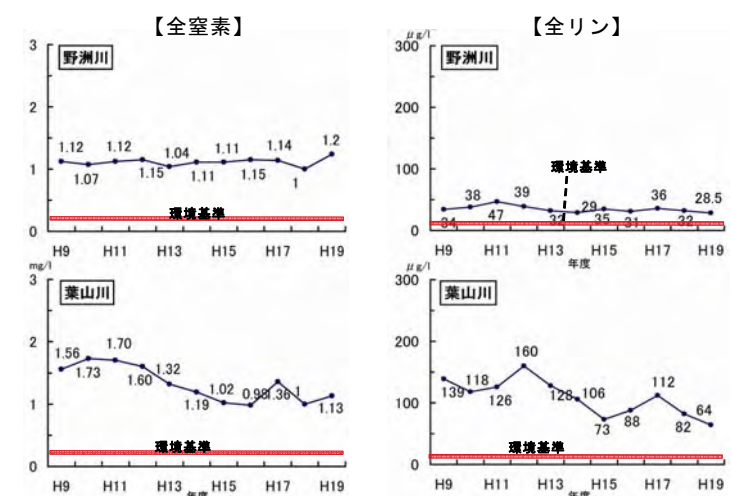


図 2-1-13 全窒素・全リン検出状況

琵琶湖の環境基準
(自然環境保全Ⅱ類型)

全窒素	全リン
0.2mg/L	0.01mg/L

暫定目標
[平成 22(2010)年]

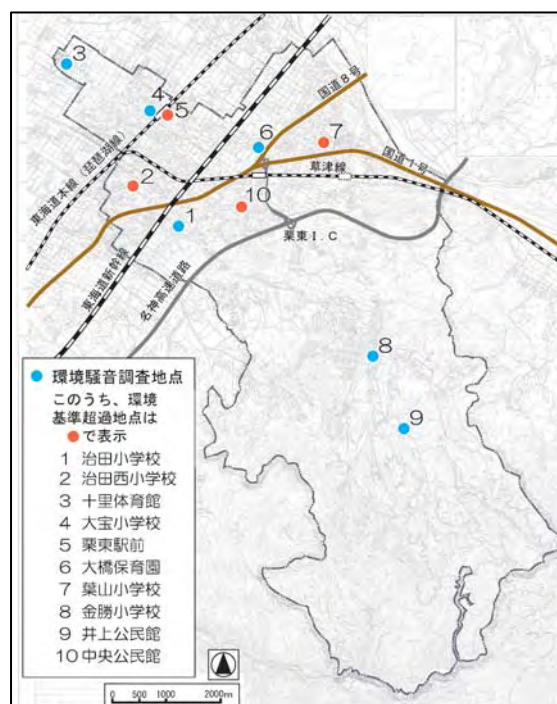
全窒素	全リン
0.22mg/L	0.016mg/L

■騒音・振動

市は毎年右図に示す10か所(昼間40地点、夜間20地点)において、騒音環境調査を実施しています。平成19(2007)年度の環境基準の達成状況は、昼間が92.5%、夜間が75%となっています。

一方、振動については定期的な測定監視を行っていませんが、目立った苦情報告はなく、良好な状態を保っていると考えられます。

図2-1-14 騒音・振動調査地点



公害苦情処理の状況

市に寄せられる生活公害等に関する苦情処理件数は、ここ数年90件前後で推移してきましたが、平成18(2006)年度以降100件を超え平成19(2007)年度は134件でした。これらの内訳をみると、大気や水質に関するものが主で、あわせて全体の76%を占めています。

苦情の内容では、特に野焼きに関する苦情が40件以上に上っています。これらの生活公害等苦情に対しては、迅速な対応と適正な処理を行い、生活環境の改善を図っています。

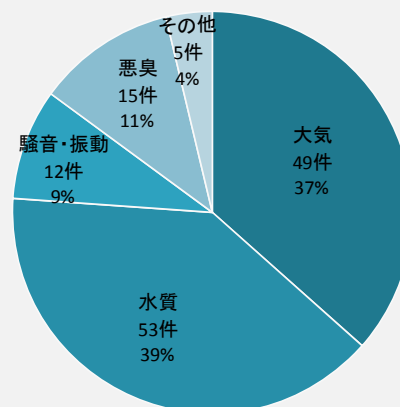


図2-1-15 H19年度苦情件数の内訳

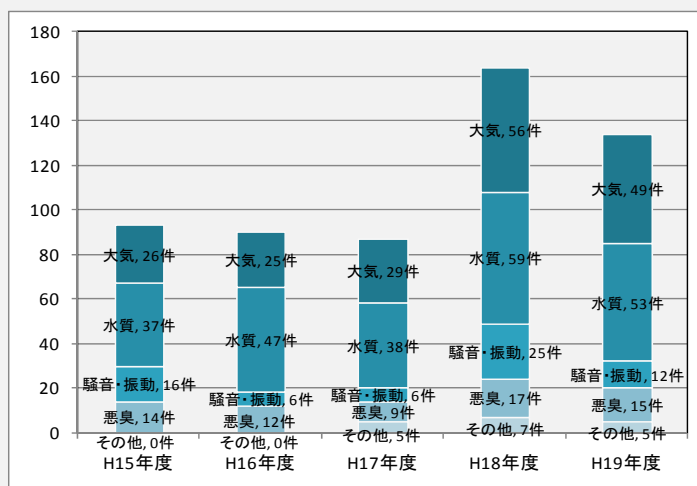


図2-1-16 苦情件数の推移

■ごみ

本市のごみ(一般廃棄物)総排出量は平成 18(2006)年で年間 22,017 トンであり、その約 70%を家庭系ごみが占めています。家庭系ごみの収集量は人口の増加に伴って増加し、平成 2(1990)年から平成 18(2006)年の 16 年間で約 1.7 倍に増えています。平成 12(2000)年以降はほぼ横ばいで推移しており、1 日 1 人あたりの排出量はおおよそ 660 g となっています。

また、環境センターにおいては自己搬入された粗大ごみの一部をリユース品として市民に提供しており、再利用を推進しています。

一方、ごみの資源化率をみると、約 12%[平成 2(1990)年]から 30%近くにまで伸び、その分、焼却量及び最終処分量が減少しています。近年の傾向はやや頭打ちですが、ごみ減量リサイクル推進会議等による普及推進、市内各地域や団体による古紙等の回収活動の定着など、市民意識も高まってきています。

平成 16(2004)年 4 月には、不法投棄防止に向けて規制を強化しました。これに基づいて不法投棄監視員による巡視や看板設置による呼びかけを行うとともに、毎年 20~30 トン程度の不法投棄ごみ等を回収しています。

図 2-1-17 ごみ排出量の推移

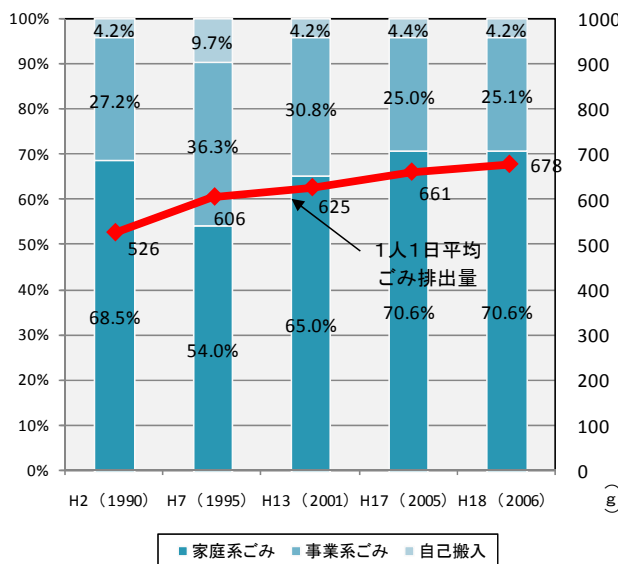


図 2-1-18 ごみ処理状況

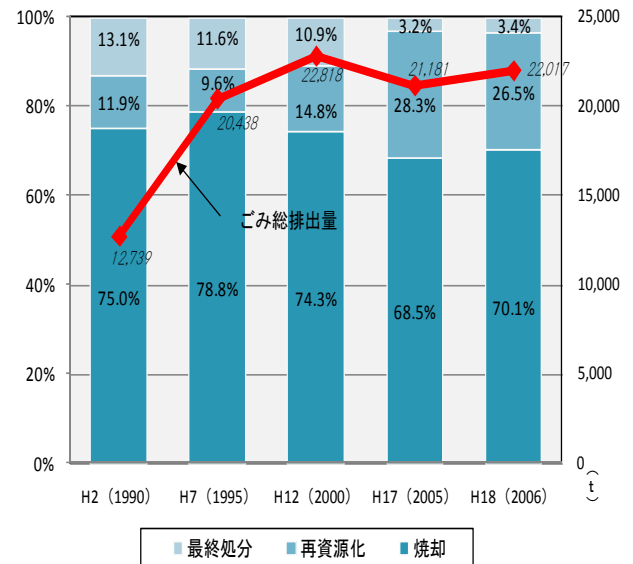


図 2-1-19 不法投棄ごみ等回収量の推移

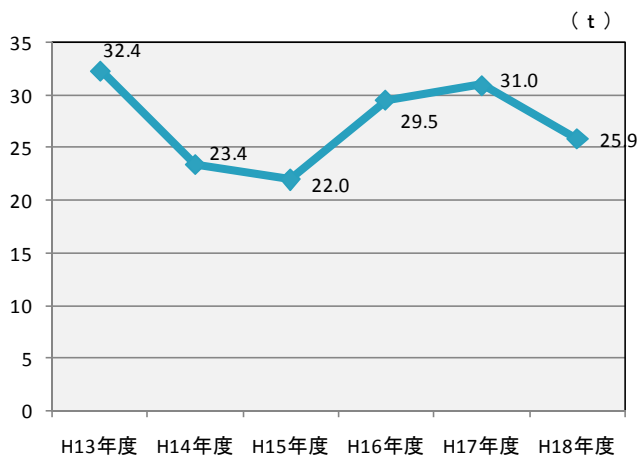


写真 2-1-2 環境センター見学

2-2 環境基本計画の進捗状況

(1) 目標指標の推移状況

I. 共生（生存基盤づくり）

■基本施策①：自然保護

- ・実態把握のための環境調査は自然観察の森など限られた範囲で実施するほかなく、保護地域の指定にまでは至っていません。
- ・新たにビオトープとして指定した箇所はありませんが、小学校等をはじめとして自然体験学習の場（農業体験等）の検討を進めています。

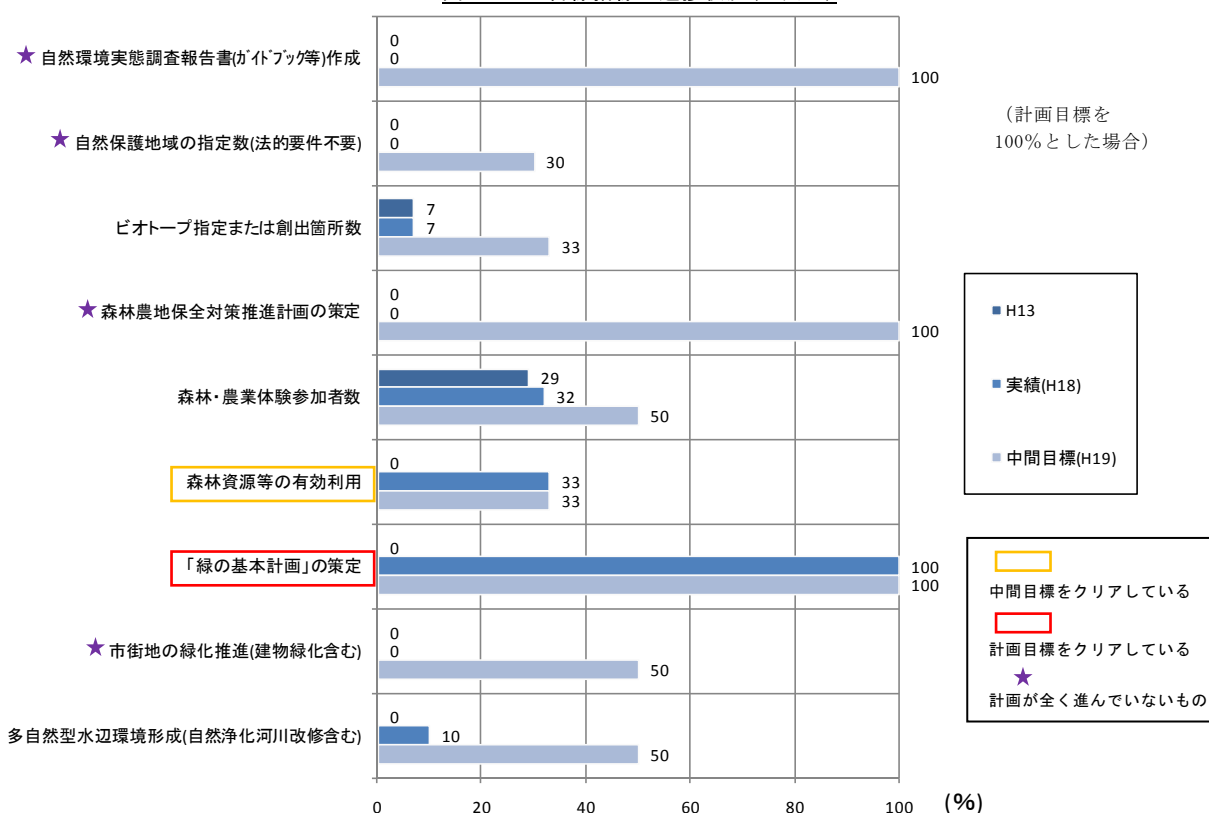
■基本施策②：緑の保全

- ・森林の保全に向けて森林整備計画の見直しを予定しています。
- ・こんぜの里、森遊館等において実施する体験事業の参加者は微増傾向にあります。
- ・自然体験学習センター「森の未来館」において県内4年生を対象とした森林環境学習「やまのこ」事業の受け入れ施設として活用しています。
- ・県との連携によって間伐材の利用を支援し、森林資源の有効利用を図っています。
- ・緑の基本計画を策定するとともに、いけがき設置奨励などによる市街地の緑化を促進しています。

■基本施策③：水辺の保全

- ・十里まちづくり（うさぎ池）において親水護岸化を実施しました。

図 2-2-1 目標指標の進捗状況（I 共生）

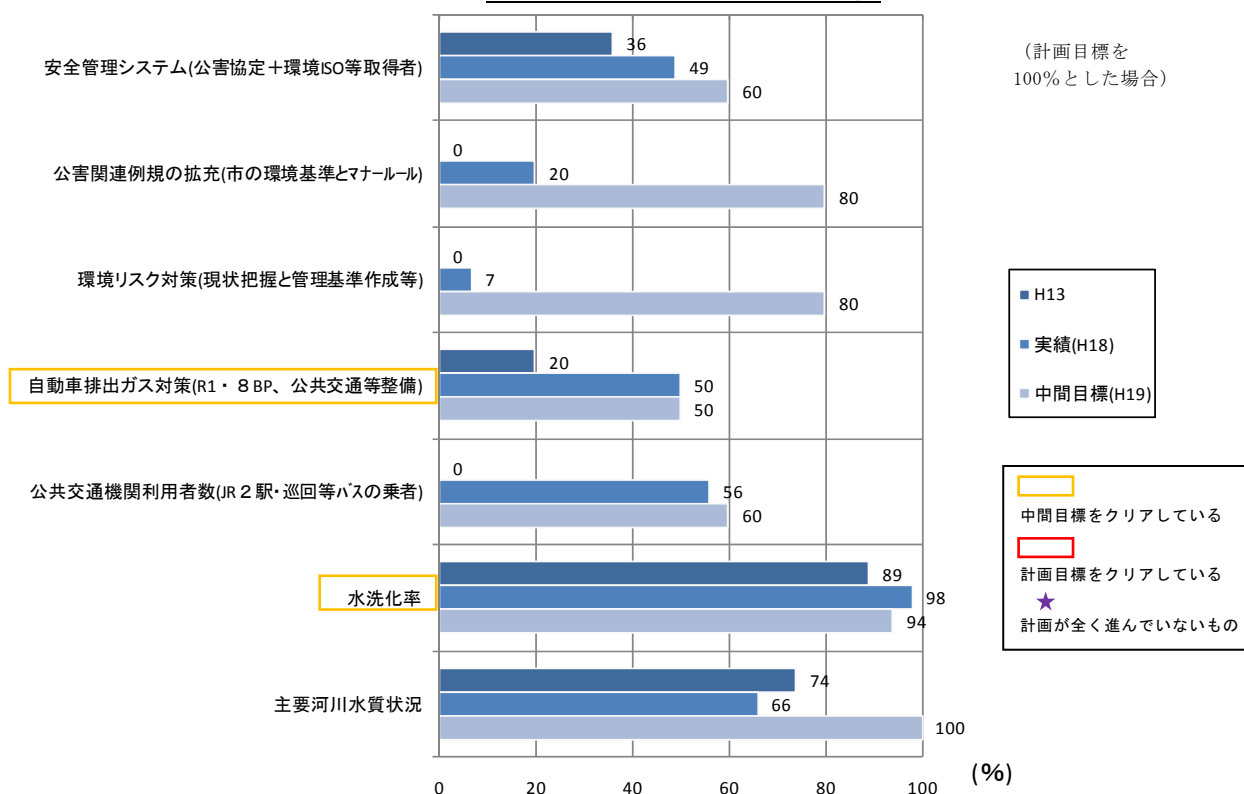


Ⅱ. 健康（公害のない安全なまちづくり）

■基本施策：公害の防止

- ・安全管理システムの導入状況は公害防止協定 60 者、ISO14001 認証取得 38 者となっており、計画目標に対して約 50%（中間目標は 60%）の達成率です。
- ・「生活環境保全に関する条例」を一部改正し、生活公害に対する罰則規定を設けるなど、規制を強化しました。
- ・環境リスク対策については、特定工場等のマップを作成し、県と合同で立入調査を実施して現状把握に努めるとともに、一部の事業者では施設見学会等によって地域とのコミュニケーションを図っています。
- ・大気汚染防止に関しては、渋滞緩和に向けた「道路整備プログラム」の策定、ノーカーデー等の活動、公共交通機関の利用促進を実施しています。
- ・公共下水道の整備が計画通りに進んでおり、水洗化率の向上に伴ってし尿処理人口が減少していることから、生活系の水質汚濁負荷は着実に軽減されています。
- ・過去 3 年間に実施した工場排水調査の結果では、高度処理システムの導入状況までは把握できていませんが、協定基準はほぼ遵守されています。（28/30 事業所）
- ・農業者間では、減農薬、減化学肥料による「環境こだわり米」の栽培や濁水防止の取り組みが普及しつつあり、面源からの水質汚濁負荷軽減に貢献しています。
- ・上水道水質、騒音、振動、不法投棄に関する定期的な調査を実施するとともに、生活公害等苦情とあわせて必要に応じて適切な処理を実施しています。
- ・地下水については、県がモニタリング調査を実施しています。

図 2-2-2 目標指標の進捗状況（Ⅱ健康）



Ⅲ. 循環（資源がめぐり活かされるまちづくり）

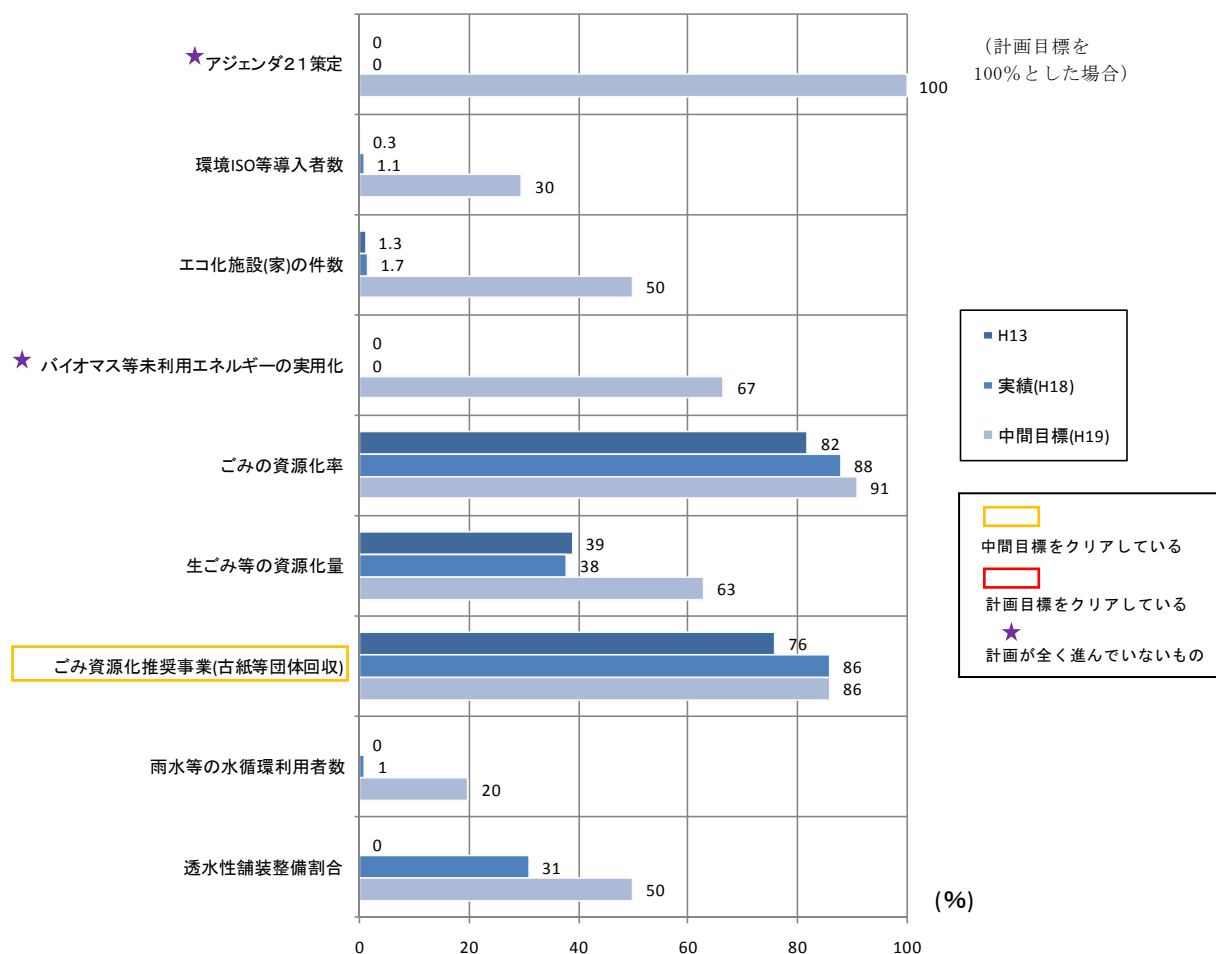
■基本施策：循環型社会の形成

- ・地球温暖化防止に向け、本行動計画に基づく取り組みを今後進めていく予定です。
- ・環境 ISO の取り組みは事業者で進捗していますが、今後は一般家庭への普及を進める必要があります。
- ・一般家庭の太陽光発電設置件数は毎年 50～70 件ずつ増えており、市公共施設を含めるとこれまで 241 件導入（エコ化*）されています。

- ・ごみ排出量抑制運動や取り組みは、盛んに行われています。
- ・リサイクルの取り組みは市民の間にも徐々に定着しており、ごみの資源化率や生ごみ資源化量が安定しています。

- ・工業用水としての地下水取水量や市民 1 人あたりの年間使用水量は、年々減少しており取り組みの成果が上がっています。
- ・市公共施設において水の循環利用、雨水地下浸透などの取り組みを進めています。

図 2-2-3 目標指標の進捗状況(Ⅲ循環)



*エコ化：本計画では、太陽光発電、太陽熱利用を対象としている。

IV. 快適（潤い空間づくり）

■基本施策①：景観形成

- ・平成 19(2007)年度に景観行政団体となり、「百年先のあなたに手渡す栗東市景観計画」を策定しました。

■基本施策②：環境保全事業の推進

- ・環境保全事業は自治会ごとに取り組まれています。

■基本施策③：環境配慮の都市計画

- ・平成 18(2006)年度に都市計画マスタープランを策定しました。
- ・環境配慮シートを活用し、工事設計施工に係る再生材の利用促進を図っています。
- ・公園整備に関しては、ほぼ目標通りに取り組んでいます。



写真 2-2-1 東海道の街並み

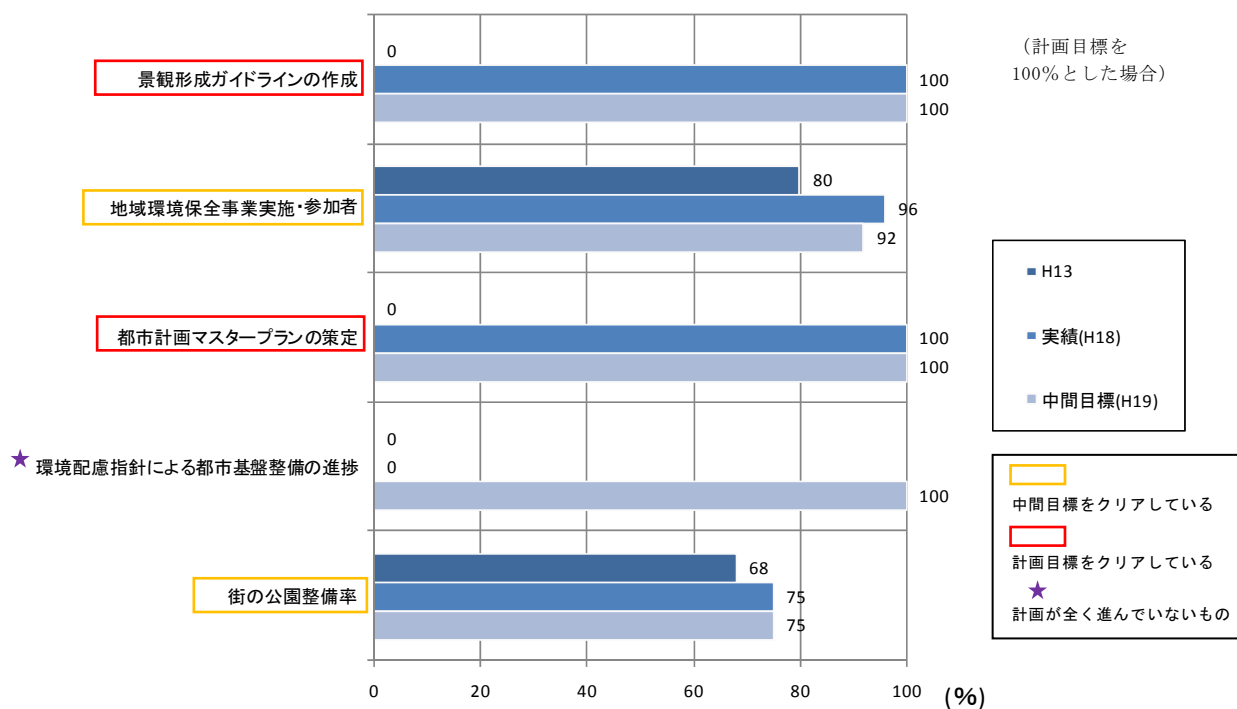


写真 2-2-2 まちあるきワークショップ



写真 2-2-3 地域市民の憩いの場 高野公園

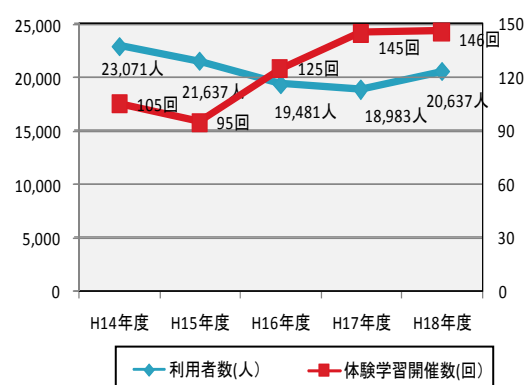
図 2-2-4 目標指標の進捗状況(IV快適)



V. 地球環境（環境意識の形成）

■基本施策①：教育学習の振興

- ・環境教育の取り組みは、小・中学校、幼稚園、保育園、児童館等で実施しています。
- ・また、コミュニティセンター、中央公民館における環境学習関連講座の参加者は増えてきています。
- ・「自然観察の森」での体験学習開催数が増えています。（右図）
- ・環境センター見学者数は毎年安定した数字で推移しています。

図 2-2-5 自然観察の森利用者数と
体験学習開催数の推移

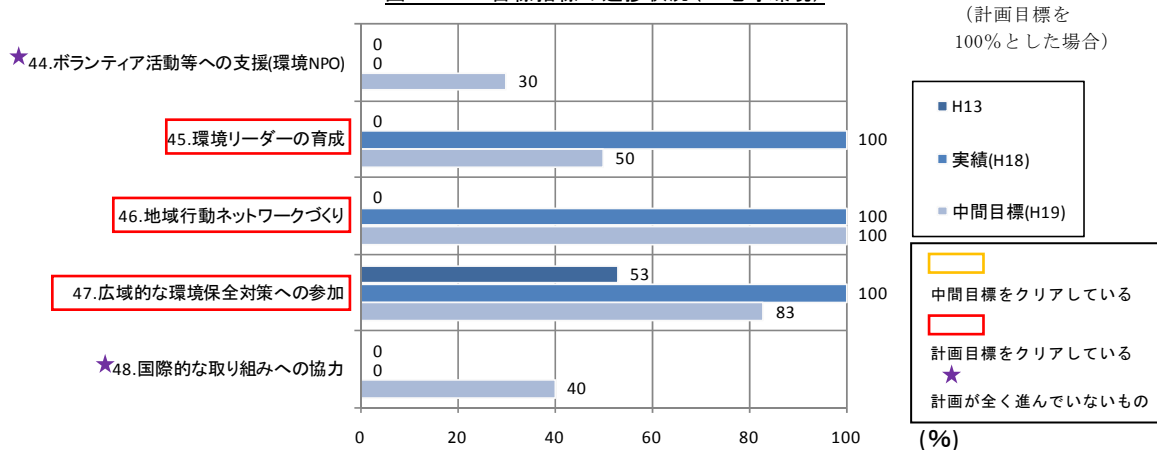
■基本施策②：ボランティアへの支援

- ・ボランティア活動の支援制度として「りっとうガンバル基金」があります。
- ・生活環境保全推進員を地域の環境リーダーとして、環境基本計画の普及・推進に努めています。
- ・滋賀県地球温暖化防止活動推進員の協力で、出前講座等による啓発活動を進めています。
- ・各学区（地振協）に環境部会が設置され、ネットワークづくりが進められています。
- ・市内の公共施設において「みどりのカーテン」を推進しており、市民への波及をねらいその成果や情報を市ホームページで公開しています。

■基本施策③：国際協調

- ・「琵琶湖森林づくりパートナー協定」に基づく一部の事業者の協働による取り組みがみられるなど、琵琶湖の保全活動や美化活動を中心に広域的な環境保全活動に参加しています。

図 2-2-6 目標指標の進捗状況（V 地球環境）



2-3 温室効果ガスの排出状況

(1) 排出量の算定方法

■排出量算定の基本的事項

①使用マニュアル

- ・地球温暖化対策地域推進計画策定ガイドライン（平成 19 年 3 月、環境省）
- ・市町村別エネルギー消費統計作成のためのガイドライン（平成 18 年 6 月、資源エネルギー庁）
- ・廃棄物分科会報告書（平成 18 年 8 月、環境省）

②対象分野

対象ガス		算定対象	算定項目
二酸化炭素（CO ₂ ）		○	エネルギー由来
			石炭
			石油
			都市ガス
			電力
			廃棄物
メタン（CH ₄ ）		○	廃棄物
一酸化二窒素（N ₂ O）		○	廃棄物
代替フロン類	ハイドロフルオロカーボン（HFC）	×	
	パーフルオロカーボン（PFC）	×	
	六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	×	

※ガイドラインの中で、一般廃棄物以外は人的資源等を考慮し原則推計不要としている。

③算定年度

現況年度を平成 17(2005)年度とし、基準年度[平成 2 年(1990)年度]から 5 年ごとの排出量を算出します。その結果に基づいて目標年度[平成 24 年(2012)年度]の排出量を推計します。

■算定方法

部門		石炭・石炭製品	石油製品	都市ガス	電力
産業	非製造業 農林水産業 建設業・鉱業	各エネルギー消費量は、滋賀県全体の消費量を就業者数の比率で按分します。消費量に排出係数を乗じて排出量を算出します。			
	製造業	各エネルギー消費量は、滋賀県全体の消費量を製造品出荷額の比率で按分します。消費量に排出係数を乗じて排出量を算出します。			電力消費量は、栗東市全体の電力消費量から製造業以外の分野の電力消費量を差し引いて算出します。消費量に排出係数を乗じて排出量を算出します。
民生	家庭	—	石油製品の消費量は、県庁所在地（大津市）における一世帯当たりのプロパンガス（LPG）、灯油の年間購入量を補正し、栗東市の世帯数を乗じて算出します。消費量に排出係数を乗じて排出量を算出します。	都市ガス消費量は、栗東市全体の家庭用都市ガス需要量を用います。消費量に排出係数を乗じて排出量を算出します。	電力消費量は、栗東市全体の電灯需要量を用います。消費量に排出係数を乗じて排出量を算出します。
	業務	—	石油製品の消費量は、滋賀県における消費量を全国の重油・灯油・プロパンガス（LPG）消費量から按分し、さらに栗東市の業務系建物床面積の比率で按分します。消費量に排出係数を乗じて排出量を算出します。	都市ガス消費量は、栗東市市全体の商業用とその他の都市ガス需要量を用います。消費量に排出係数を乗じて排出量を算出します。	電力消費量は、滋賀県全体の消費量を、業務系建築床面積の比率で按分します。消費量に排出係数を乗じて排出量を算出します。
運輸	自家用乗用車	—	石油製品の消費量（自家用乗用車）は、県庁所在地（大津市）における一世帯当たりのガソリンの年間購入量を補正し、栗東市の世帯数を乗じて算出します。公共バスについては、年間走行距離と燃費からガソリンの年間購入量を算出します。消費量に排出係数を乗じて排出量を算出します。	—	—
廃棄物	CO ₂	一般廃棄物の中に含まれる廃プラスチックの焼却量、産業廃棄物の中に含まれる廃油・廃プラスチックの焼却量に排出係数を乗じて算出します。			
	CH ₄	下水処理量、一般廃棄物の焼却量、産業廃棄物中の廃油と汚泥の焼却量に排出係数を乗じて算出します。			
	N ₂ O				

■将来推計の考え方

それぞれの指標あたりのCO₂排出量を原単位とし、原単位の予測値に指標の予測値を乗じて将来排出量を推計します。

部門		指標	原単位
産業	非製造業 農林水産業 建設業・鉱業	就業者数	就業者1人あたりのCO ₂ 排出量
	製造業	製造品出荷額	製造品出荷額百万円あたりのCO ₂ 排出量
民生	家庭	世帯数	1世帯あたりのCO ₂ 排出量
	業務	業務系の床面積	業務系の床面積1㎡あたりのCO ₂ 排出量
運輸	自家用乗用車	自家用乗用車保有台数	自家用乗用車1台あたりのCO ₂ 排出量
廃棄物	一般廃棄物	可燃ごみ量	可燃ごみ1tあたりのCO ₂ 排出量
	産業廃棄物	製造品出荷額	製造品出荷額百万円あたりのCO ₂ 排出量
	污水处理	下水処理量	下水処理（し尿・下水）量1㎡あたりのCO ₂ 排出量

(2) 総排出量の算定

■排出量算定の基本的事項

本市の平成 17(2005)年における温室効果ガス排出量は約 370 千トンであり、基準年である平成 2(1990)年と比較して約 68 千トン(22.4%)増加しています。これまでと同様な状況で推移すると、平成 24(2012)年にはさらに 5.8%増加し、総排出量は約 392 千トンに上る見込みです。

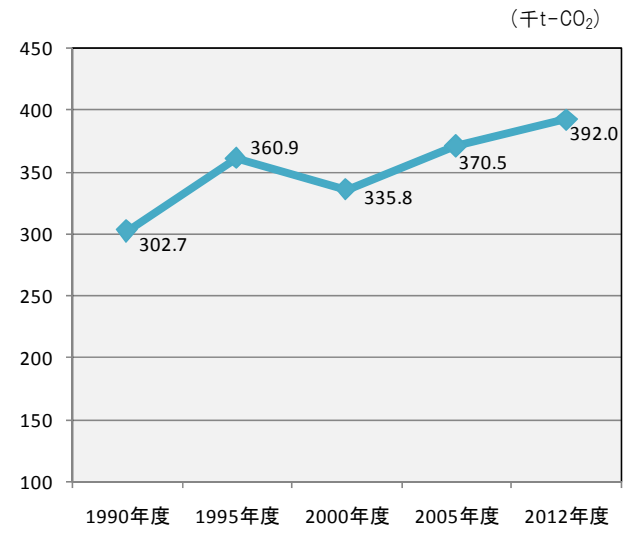


図 2-3-1 温室効果ガス総排出量の推移

■対象ガス別の排出割合

本市の温室効果ガス排出量の大半は二酸化炭素であり、全体の約 98.9%を占めています。

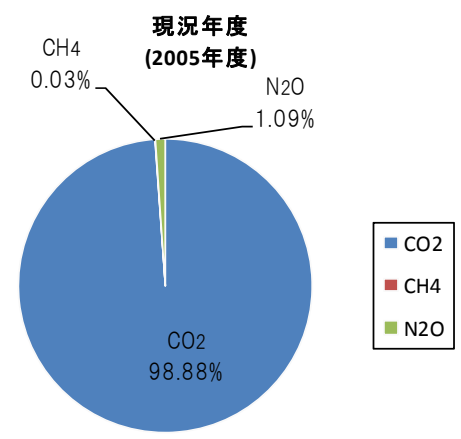


図 2-3-2 温室効果ガス別排出量の内訳

		基準年度 (1990年度)		現況年度 (2005年度)			目標年度 (2012年度)		
		排出量	物質割合	排出量	物質割合	伸び率	排出量	物質割合	伸び率
温室効果ガス総排出量		302,685		370,474		22.40%	392,025		29.52%
内訳	二酸化炭素 (CO ₂)	299,543	98.96%	366,318	98.88%	22.29%	386,897	98.69%	29.16%
	メタン (CH ₄)	42	0.02%	126	0.03%	200.00%	168	0.04%	300.00%
	一酸化二窒素 (N ₂ O)	3,100	1.02%	4,030	1.09%	30.00%	4,960	1.27%	60.00%

図 2-3-3 温室効果ガス総排出量とガスの種類別排出量の推移

(3) 部門別排出量の算定

■現状までの推移と将来予測

【産業部門】(第1次・第2次産業)

産業部門の平成17(2005)年における温室効果ガス排出量は約178千トンであり、基準年である平成2(1990)年と比較して約17千トン(8.9%)減少しています。設備投資等がこれまでと同様な規模で行われ、現状と同水準の生産を維持すると考えると、平成24(2012)年における排出量は14.2%減少(基準年比)し、168千トンになると予測されます。

【民生家庭部門】(住宅)

民生家庭部門の平成17(2005)年における温室効果ガス排出量は約66千トンであり、基準年との比較では2倍近く(93.8%増)となっています。今後も同等の生活水準・設備水準を維持したまま世帯数が増加すると考えると、平成24(2012)年における排出量は109.7%増加(基準年比)し、72千トンになると予測されます。

【民生業務部門】(第3次産業)

民生業務部門の平成17(2005)年における温室効果ガス排出量は約79千トンであり、基準年と比較して約30千トン(63.3%)増加しています。これまでと同様な社会経済情勢が今後もしばらく続くと考え、平成24(2012)年における排出量は78.6%増加(基準年比)し、86千トンになると予測されます。

【運輸部門】(自家用車)

運輸部門の平成17(2005)年における温室効果ガス排出量は約33千トンであり、基準年との比較では著しく増加(128.4%増)しています。今後も自家用車(ガソリン車)がこれまでと同水準で普及すると考えると、平成24(2012)年における排出量231.2%増加(基準年比)し、47千トンになると予測されます。

【廃棄物部門】(廃棄物の焼却、埋立、排水処理)

廃棄物部門の平成17(2005)年における温室効果ガス排出量は約15千トンであり、基準年と比較して約4千トン(41.0%)増加しています。今後も人口増加に伴い同水準で廃棄物も増加すると考えると、平成24(2012)年における排出量は81.5%増加(基準年比)し、19千トンになると予測されます。

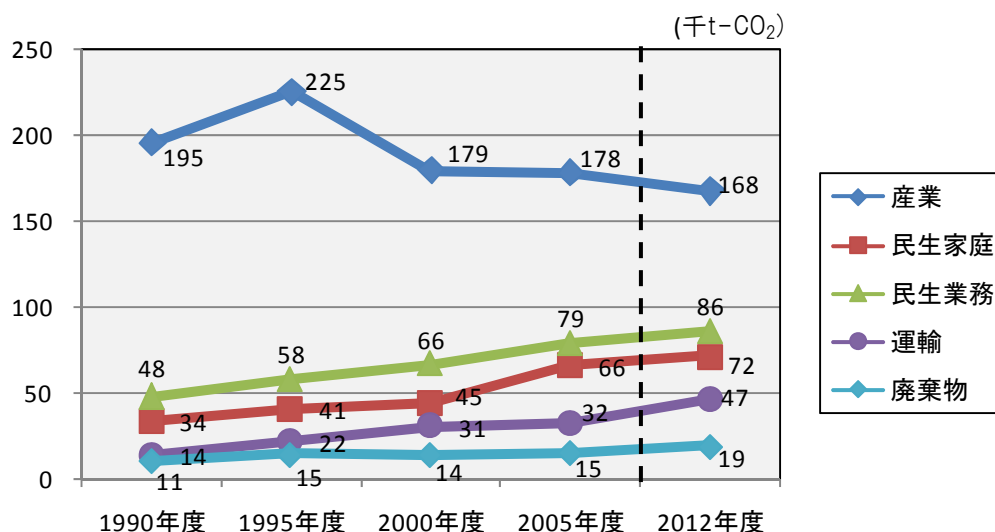


図 2-3-4 温室効果ガス部門別排出量の推移

■部門別の排出割合

温室効果ガス総排出量に対する各部門のシェアは、基準年の平成 2(1990)年には産業部門が圧倒的に多く、約 65%を占めていました。次いで、民生業務部門（約 16%）、民生家庭部門（約 11%）が多くなっていました。

平成 17(2005)年においては、排出量の順位は変わりませんでした。産業部門のシェアは約 48%と大幅に減少しました。その分、民生業務部門（約 21%）、民生家庭部門（約 18%）、運輸部門（約 9%）が軒並み増加しています。

平成 24(2012)年における予測では、排出量の順位はそのまま、産業部門のシェアはさらに減少し（約 43%）、民生業務部門（約 22%）、民生家庭部門（約 18%）、運輸部門（約 12%）は増加する見込みです。

図 2-3-5 温室効果ガス部門別割合の推移の内訳

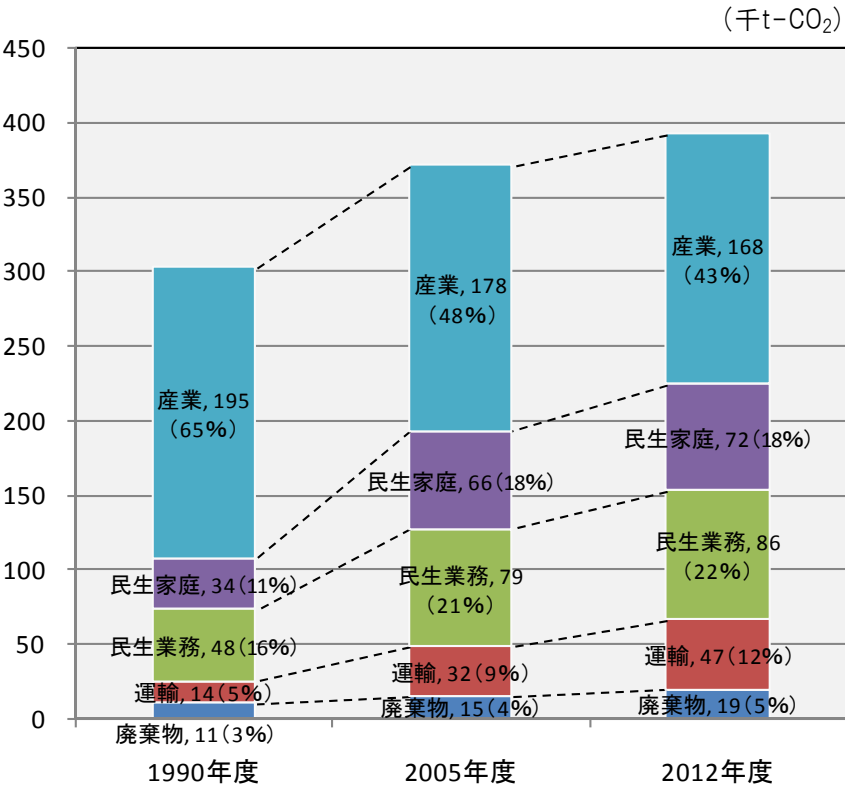


図 2-3-6 温室効果ガス部門別割合の推移

(t-CO₂)

		基準年度 (1990年度)		現況年度 (2005年度)			目標年度 (2012年度)		
		排出量	構成割合	排出量	構成割合	伸び率	排出量	構成割合	伸び率
温室効果ガス 総排出量		302,685		370,474		22.40%	392,025		29.52%
内訳	産業	195,364	64.54%	177,914	48.02%	-8.93%	167,676	42.77%	-14.17%
	民生家庭	34,225	11.31%	66,318	17.90%	93.77%	71,778	18.31%	109.72%
	民生業務	48,157	15.91%	78,651	21.23%	63.32%	86,014	21.94%	78.61%
	運輸	14,219	4.70%	32,475	8.77%	128.39%	47,097	12.01%	231.23%
	廃棄物	10,720	3.54%	15,116	4.08%	41.01%	19,460	4.97%	81.53%

(4) エネルギー由来温室効果ガスの主体別排出構造

ここでは、事業者（産業・民生業務）および市民が排出するエネルギー由来の温室効果ガスについて、エネルギー種別（電力・ガス・石油製品・石炭等）の排出構造（内訳）を分析します。

■事業者（産業）

平成 2(1990)年の内訳では約 45%が電力由来となっており、残りを石油製品由来と石炭製品(石炭含む)由来でほぼ二分していました。平成 17(2005)年には電力由来が約 80%と大幅にシェアを伸ばした半面、石油製品由来は約 18%とほぼ半減し、石炭製品由来が約 1%まで減少しました。また、近年はわずかながら都市ガス由来が増えています。

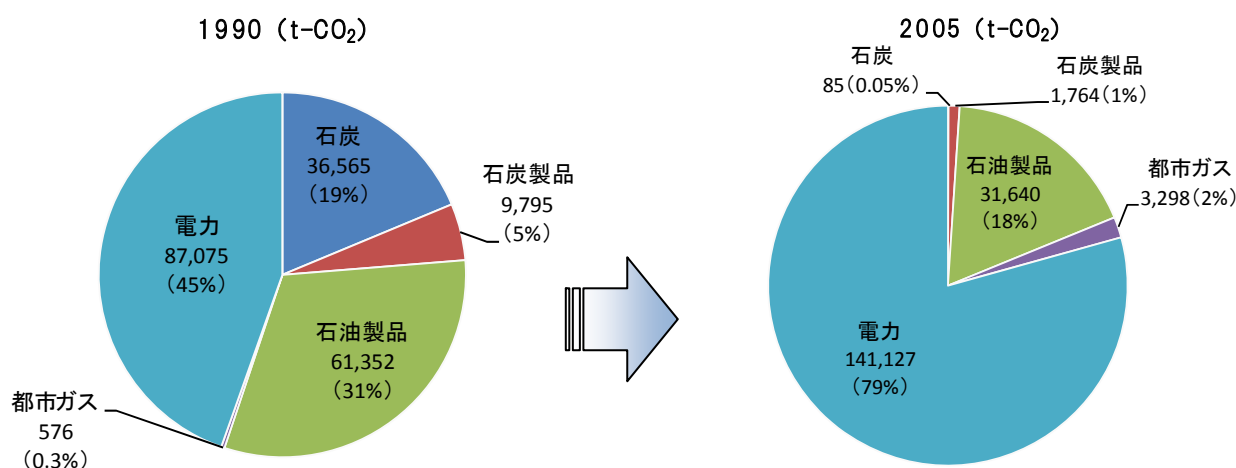


図 2-3-7 産業部門エネルギー種別の内訳

■事業者（民生業務）

平成 2(1990)年の内訳では、電力由来の温室効果ガスが約 59%、次いで石油製品由来の温室効果ガスが約 41%となっており、都市ガス及び石炭製品（石炭含む）由来はありません。平成 17(2005)年においてもほぼ同様な傾向がみられ、電力由来の温室効果ガスは約 64%と増加し、その分石油製品由来の温室効果ガスは約 34%と減少しています。また、わずかながら都市ガス由来が増えています。

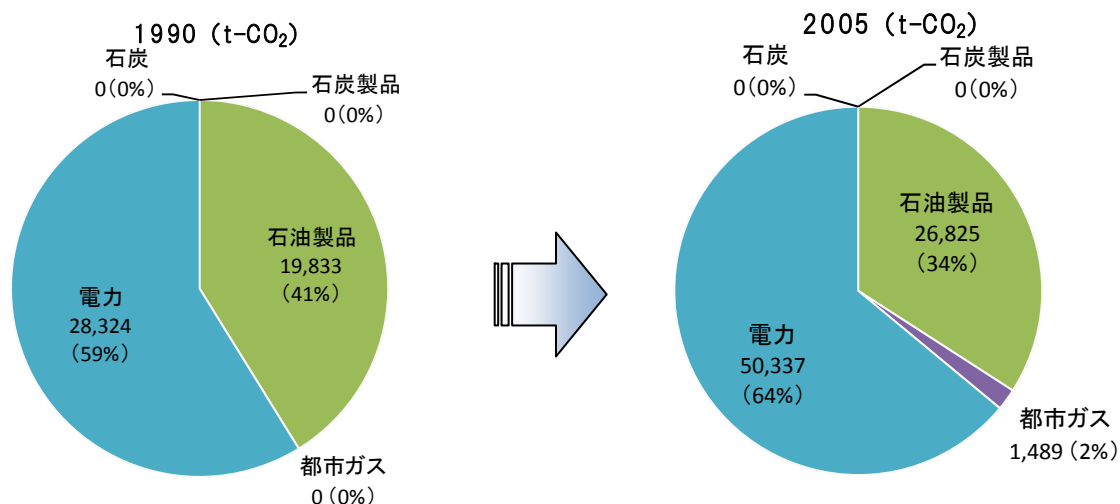


図 2-3-8 民生業務部門エネルギー種別の内訳

■市民（家庭）

平成2(1990)年の内訳では約50%を電力由来が占めており、次にガソリン(軽油含む)由来が約29%、灯油由来が約14%と続き、これらで90%以上を占めています。平成17(2005)年もほぼ同様な傾向がみられ、電力由来が約50%、ガソリン由来が約33%を占めているほか、シェアとして新たに都市ガス由来が増え、灯油、LPG由来が減少しています。

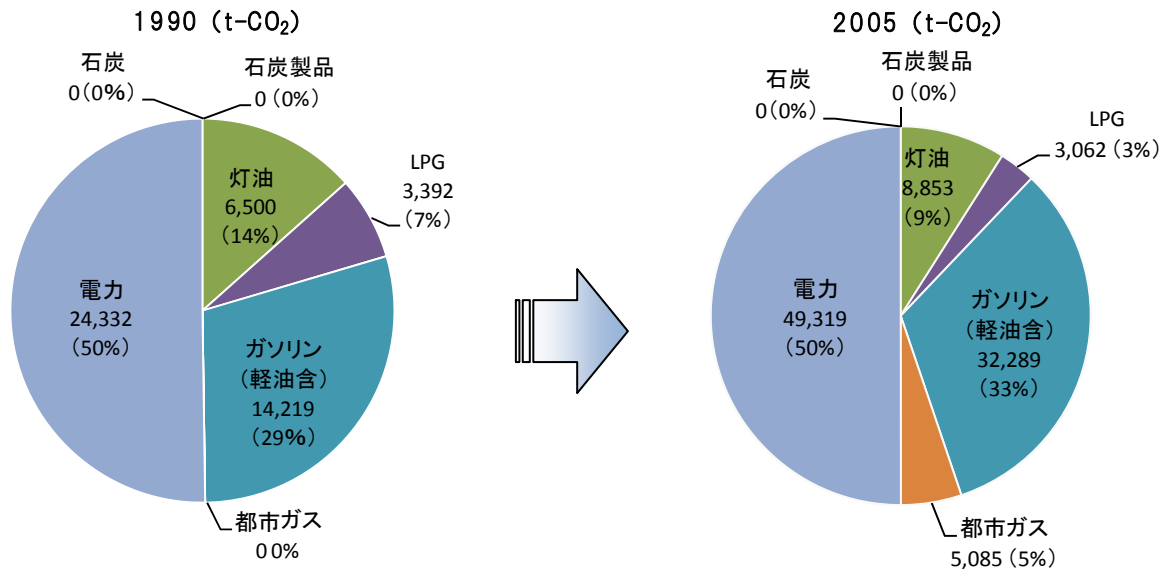
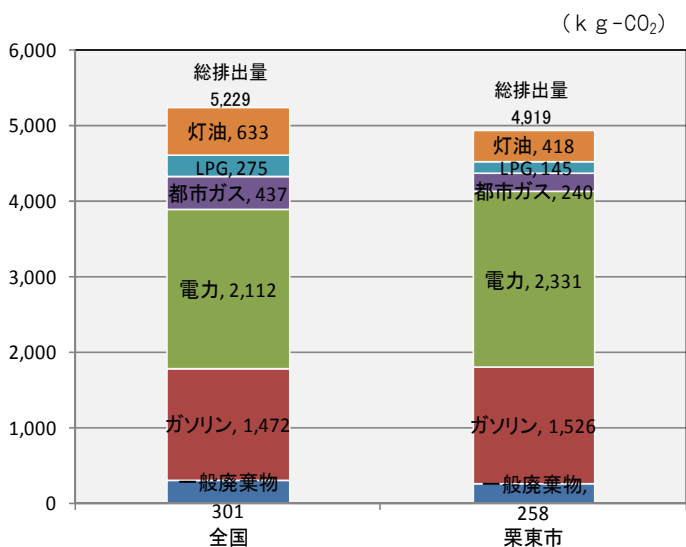


図 2-3-9 民生家庭部門エネルギー種別の内訳

また、本市の1世帯あたりの温室効果ガス排出量を全国と比較すると、総排出量が年間約4.9トンで約6%少なくなっています。内訳では、電力由来及びガソリン由来の温室効果ガスが本市の場合4~10%程度多い反面、その他の項目が60%前後少なくなっていることがわかります。

滋賀県全体と比較すると、総排出量が約7%少なくなっています。内訳では、都市ガス由来の温室効果ガスが70%程度少ない反面、電力由来が13%程度多くなっています。

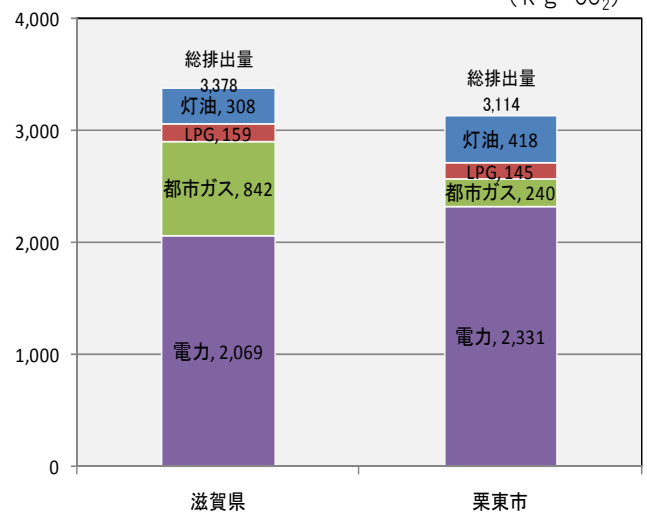
図 2-3-10
1世帯当たりの温室効果ガス排出量
全国との比較 (2005年度)



全国データ：温室効果ガスインベントリオフィス
温室効果ガス排出量データ

図 2-3-11
1世帯当たりの温室効果ガス排出量
滋賀県との比較

※県の算出項目は「灯油・LPG・都市ガス・電力」なので、左図の全国との比較とは内訳が異なる。 (kg-CO₂)



県データ：滋賀県地球温暖化対策推進計画
※県データは平成14(2002)年

2-4 環境行動の展開に向けた課題

前節までで概観した本市の環境の現状の推移、環境基本計画の進捗状況及び温室効果ガスの排出状況を踏まえて、環境行動の展開に向けた課題を以下にあげます。

■低炭素社会を目指した温室効果ガス削減対策の推進

- ・温室効果ガス排出量が近年増加している民生家庭、運輸、民生業務部門において、重点的に削減対策を推進していく必要があります。
- ・エネルギー消費構造が電力へとシフトし、電力使用に由来する温室効果ガスが増えているとともに、オール電化の普及など今後ますます電力需要が増加する傾向にあるといったエネルギー消費構造の変化を踏まえ、地球温暖化防止に向けて効果的な省エネルギーを推進していく必要があります。

■循環型社会の構築に向けた取り組みの推進

- ・ごみ減量や資源化に関して取り組みは進んでいるものの、数値指標は横ばいで改善が見られないため、さらなる取り組みの推進が必要です。
- ・循環型社会の構築に向けて、中小の事業者などにおける取り組みを促進していく必要があります。

■自然環境と調和したうるおいある都市環境の創造

- ・都市化の進展に対して、自然保護をはじめとした共生に関する取り組みが遅れていることから、自然環境との調和を目指した施策の推進が必要です。
- ・これからの都市環境においては、自然との共生とともに生物多様性を確保する機能が求められています。



写真 2-3-1 金勝山からの眺望

■流域を意識した水環境保全の取り組みの推進

- ・市内を流れる河川については、環境基準の達成に向け、水質保全に取り組む必要があります。
- ・本市を含む滋賀県は琵琶湖流域として一つであるため、上流、下流の地域と連携した水環境保全の取り組みが求められています。



写真 2-3-2 市内を流れる中ノ井川

■行動計画に基づく環境行動の普及促進

- ・行動計画に基づいて体系的に取り組みを進めていくとともに、指標等を用いてその効果の「見える化」を図る必要があります。
- ・市民、事業者においては、日常生活や事業活動の各場面に応じて環境配慮行動が求められています。

■環境行動リーダーとなる人財の育成

- ・生活公害等に関する苦情件数が増加している現状から、地域における環境問題は地域環境リーダーの下、ある程度地域で解決できる自治力が求められています。
- ・環境教育、環境学習とともに、実践活動等を通じた取り組みを展開し、地域の環境リーダーを育てていく必要があります。

■施策に直結した指標の設定と行動成果の適切な評価の推進

- ・現行の環境基本計画で設定されている指標項目は、個々の環境施策に直結したものではないため、成果が適切に評価できないことを踏まえ、フォローしやすい指標へと見直していく必要があります。
- ・庁内の進行管理体制を整え、施策の実施状況について着実にフォローしていく必要があります。



写真 2-3-3 JR 栗東駅周辺のごみゼロ大作戦

第3章 行動計画

3-1 行動の基本となる考え方

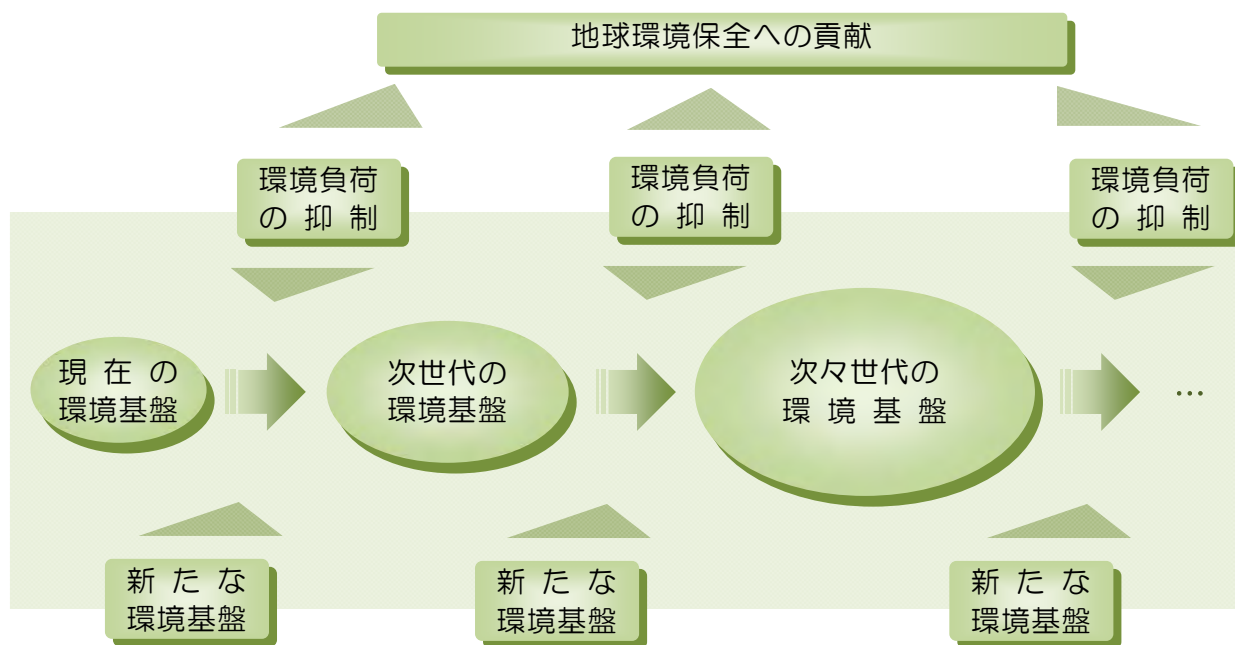
(1) 環境基盤の継承と発展

豊かな環境を築いていく上で、言えば「環境の基盤」となるものとして、次のことがあげられます。

- ①環境資源…栗東市固有の環境、次の世代に残したい環境
- ②システム…環境資源を保全、継承、創造するためのしくみ
- ③「ひと」…栗東市の環境を愛する心、環境資源を保全、継承、創造するための行動

この中で行動計画に示される事項は、「ひと」という環境基盤そのものといえます。そして、これらの環境基盤を次の世代に継承することはもちろんのこと、次の世代においても環境基盤を守り育てるとともに、さらに新たな環境基盤を創造し、発展させていくという考え方は重要です。また、その過程においては、地球環境を視野に入れた足下からの取り組みを進める中で、環境への負荷をできる限り抑えることによって、身近な環境ばかりでなく、地球環境の保全にも貢献することを深く自覚しておく必要があります。

この行動計画では、市民一人ひとりがこのような認識を持ち環境行動に取り組むことによって、より良好な将来の環境づくりを目指します。



(2) 3つの基本ルール

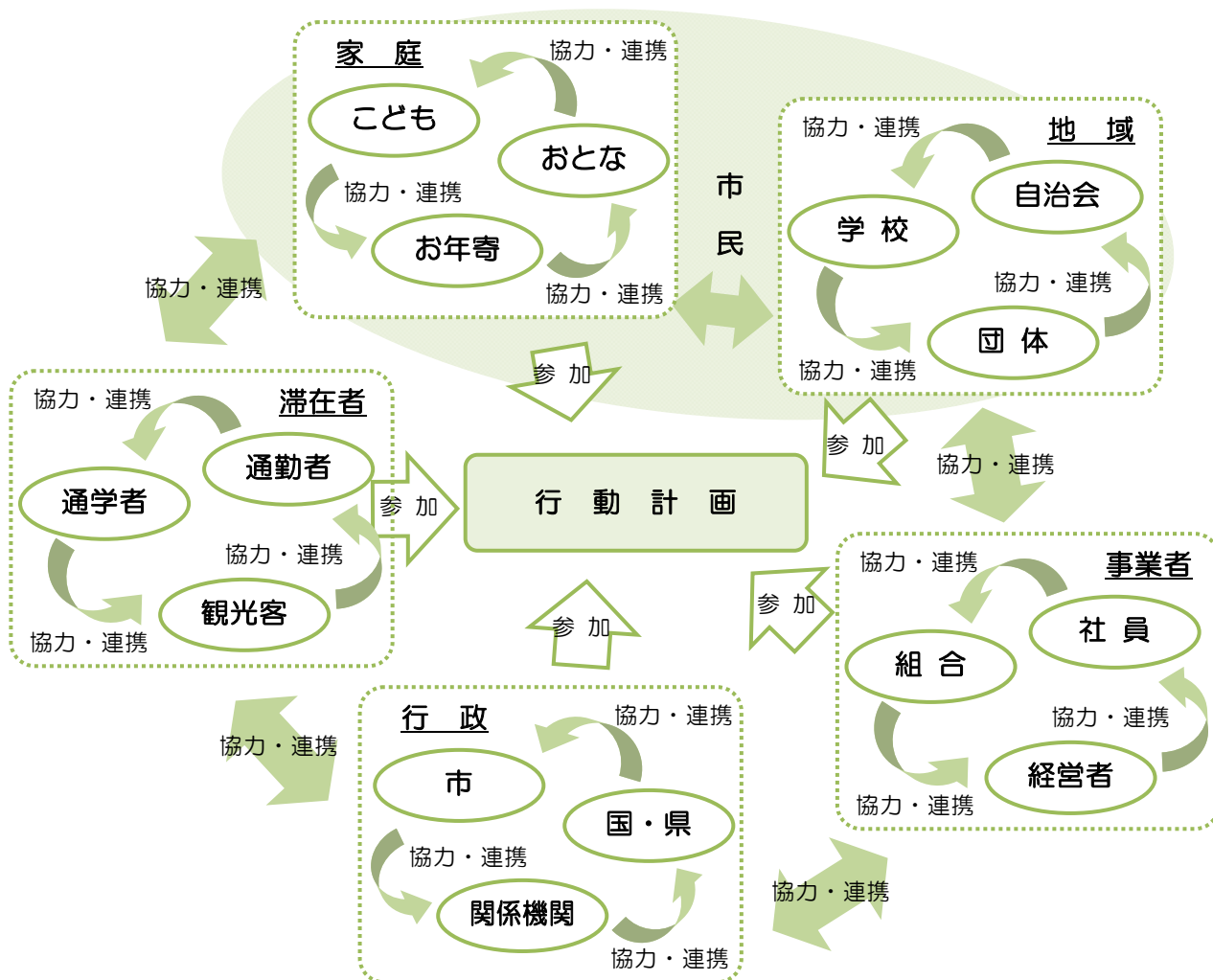
この行動計画の趣旨は、栗東市環境基本計画に掲げる環境像や目標の実現に向けて、市民・事業者・市・滞在者がそれぞれの立場で取り組みを具体化し、実行に移すことです。ただし、各主体の取り組みは誰かに強制されて実行するという性格のものではありません。日常の市民生活や事業活動を通じて、身の回りの環境を良好で快適なものとするために、あくまで私たち自身の意思で取り組むべき内容です。

このため、この行動計画では次に挙げる3つのことを基本ルールとします。

①全員参加・全員協働

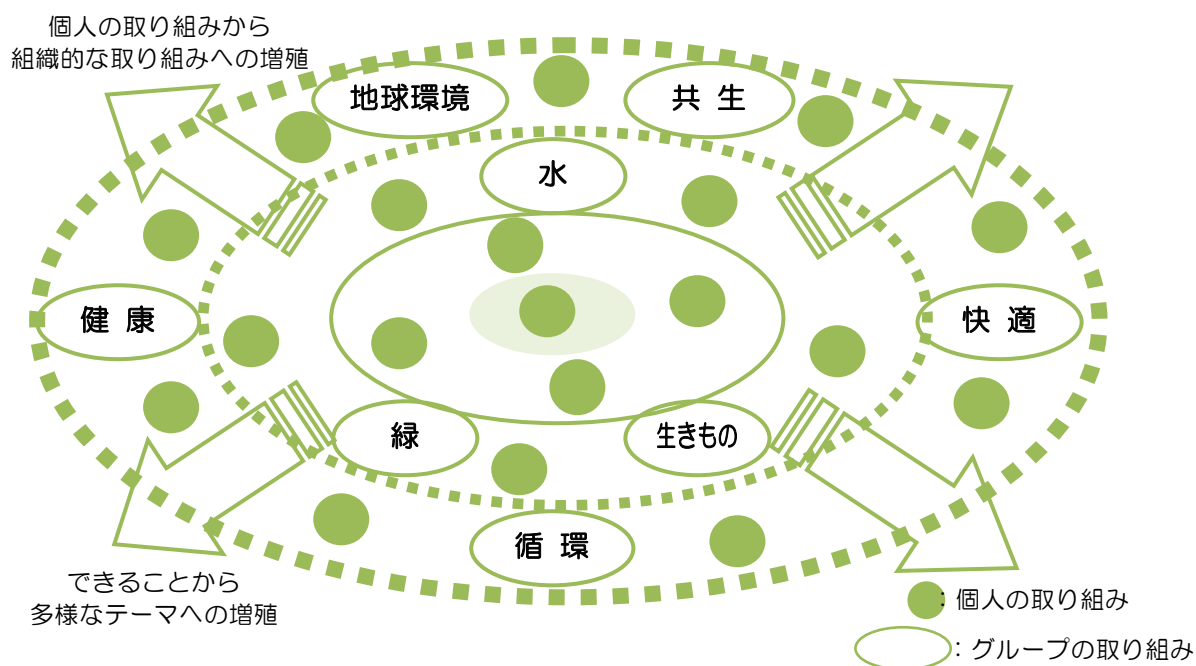
○この計画の実行には、栗東市に関わりを持つすべての人の参加を目指します。

○この計画に参加する人々は、それぞれの立場から対等なパートナーとして、お互いに協力し連携しあって効果的に取り組みを進めます。



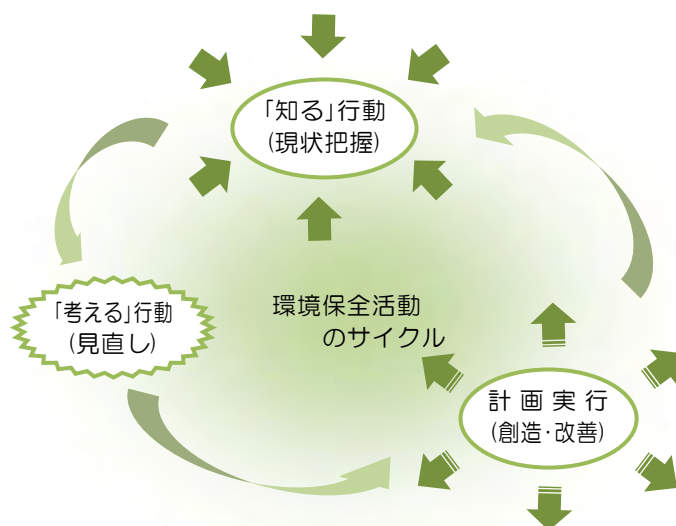
②自己増殖的展開

- この計画にできるだけ多くの人に関われるよう、最初に取り組みを始めた人は周りの人たちに参加を呼びかけ、少しずつでも行動の環を広げていきます。
- 「水」「緑」「生きもの」や「共生」「健康」「循環」「快適」「地球環境」など、環境基本計画に掲げる目標・分野の中から興味あるテーマを選び、できることから取り組みを始め、楽しみながら少しずつレパートリーを広げていきます。



③継続的改善・向上

- この計画は、行動実績と現状を踏まえた見直しを前提に、つねに一步先を見据えた改善と向上を目指して実行に取り組みます。



3-2 具体的な80の取り組み

(1) 共生（生存基盤づくり）

都市化が進む中で、自然と調和した「人といきものが共にくらすまち」づくりに向けて、水や緑とさまざまな生命を守り育む取り組みを進めます。

■具体的な取り組みと行動主体

No.	具体的な取り組み	実行主体（主体：◎、協力：○）			
		市民	事業者	市	滞在者
1	身近な生きものや植物について、目撃情報を集めます	◎		◎	
2	自然の生きもの・樹木・草花を大切にします	◎			◎
3	野生の生きもののすみかとなる自然環境を守ります	◎	◎	◎	◎
4	自然観察の森へ出かけて、自然とのふれあいを楽しみます	◎	◎		◎
5	自然観察の森、森遊館などの施設を積極的に利用して、体験学習に参加します	◎	○	○	◎
6	学校での自然体験学習に、子どもたちと一緒に参加します	◎		○	
7	地域の身近な自然に地域ぐるみでふれあいます	◎		○	
8	森林や農地の維持管理に努めます	○	◎	○	
9	地場産材（間伐材等）を使った木製品を利用します	◎	○	◎	
10	地元の農産物を食材として積極的に使います	◎	○	◎	
11	地場産材や地元農産物を活用した製品開発、産業おこしを提案します		◎		
12	未利用の田畑を守り、市民農園などとして有効に利用します	◎	○	◎	
13	身のまわりの緑を増やします	◎	◎	◎	
14	地域の緑化活動に参加します	◎	◎	○	○
15	里山や鎮守の杜を地域の緑として守ります	◎	○		
16	公共施設等の敷地内にある緑の種類を増やします			◎	
17	公園の緑や街路樹を管理します	○	○	◎	
18	多自然川づくりに努め、生態系の豊かな水辺環境をつくれます		○	◎	
19	川やため池の清掃、美化に取り組み、親しみが持てる水辺を育みます	○	○	◎	○
20	川などの水辺を利用して、きれいな水や生きものとのふれあいを楽しみます	◎	◎		◎

■注目指標（取り組みの進み具合の目安となるもの）

指標項目 (栗東市環境基本計画の目標指標から抜粋)	単位	現 状 [平成18(2006)年]	備 考
「自然観察の森」利用者数	人	20,637	
「自然観察の森」体験学習開催回数	回	146	
森林・農業体験参加者数	人	320	
市街地の緑化推進（建物緑化含む）	件	18	生け垣の設置補助件数
多自然型水辺環境形成	箇所	1	自然浄化河川改修を含む

(2) 健康（公害のない安全なまちづくり）

「健康で安全にらせるまち」づくりに向けて、隣合う地域や野洲川から琵琶湖へとつながる流域を意識しながら、空気や水をきれいに保つための取り組みを進めます。

■具体的な取り組みと行動主体

No.	具体的な取り組み	実行主体（主体：◎、協力：○）			
		市民	事業者	市	滞在者
21	公害が発生しないように、地域の調査・パトロールに努めます	○	○	◎	
22	くらしや仕事では決められたルール(法令・協定など)を守り、環境に多大な負荷を与えるようなことはしません	◎	◎	○	◎
23	環境ISOやエコアクション21の認証取得（維持）に努めます		◎	◎	
24	環境に対する取り組みについて、みんなに情報を公開します		◎	◎	
25	「ノーカーデー」運動に積極的に参加します	◎	◎	◎	◎
26	徒歩や自転車での移動、電車・バスなどの公共交通機関利用に努めます	◎	◎	◎	◎
27	自動車の購入、買い替えの際には、低公害車を選びます	◎	◎	◎	
28	交通渋滞の起こりにくいまちづくりに取り組みます			◎	
29	決められた施設・方法以外で、ごみ、産業廃棄物などは燃やしません	◎	◎	○	◎
30	アイドリングストップなど、エコドライブを心がけます	◎	◎	◎	◎
31	生活排水は合併処理浄化槽や下水道に接続して処理します	◎			◎
32	工場排水は適正な基準に浄化处理してから放流します		◎		
33	調理で残った油や野菜くずを流しに捨てないようにします	◎			
34	農薬や化学肥料をできるだけ使わない環境保全型農業に取り組みます		◎		
35	洗濯・食器洗いの洗剤は適量を使います	◎			
36	近所の迷惑になるような大きな音や振動を出さないように心がけます	◎	◎		
37	健康が危惧される有害な製品や有害化学物質は適正に管理・使用します	○	◎		
38	事業者はフロン類を回収し、適正に処理します	○	◎	○	
39	たばこや空き缶のポイ捨てはしません	◎			◎
40	外出中に出たごみやペットの糞は、持ち帰って処分します	◎			◎

■注目指標（取り組みの進み具合の目安となるもの）

指標項目 (栗東市環境基本計画の目標指標から抜粋)	単位	現 状 [平成18(2006)年]	備 考
安全管理システム	組織数	98	公害協定＋環境ISO等
公共交通機関利用者数（JR2駅・巡回バス）	指数	128	H13を100とした指数
水洗化率	%	95	（下水＋合併）/人口
主要河川水質状況	%	66	19測点の環境基準達成割合
生活公害等苦情処理	件数	164	増減を把握

(3) 循環（資源がめぐり活かされるまちづくり）

限りある資源を大切に、「もの・水・エネルギーが活かされるまち」づくりに向けた取り組みを進めます。

■具体的な取り組みと行動主体

No.	具体的な取り組み	実行主体（主体：◎、協力：○）			
		市民	事業者	市	滞在者
41	環境センターを利用して、循環型社会について学びます	◎	◎	○	
42	「栗東版環境ISO（重点行動モデル）」の普及・実践に取り組みます	◎		◎	
43	環境会計を導入します		◎		
44	エコショップの普及に取り組みます		◎	○	
45	市や事業者が発信するエコライフ情報をくらしに役立てます	◎	○	○	◎
46	環境にやさしいグリーン商品の生産・流通・購入に努めます	◎	◎	◎	◎
47	ごみ出しルールを守り、ごみの分別を徹底します	◎			◎
48	ゼロ・エミッションを目指して、廃棄物の減量に取り組みます		◎		
49	使える衣料品や道具は、バザーやフリーマーケットを活用して再利用します	◎		○	
50	食料品の買い過ぎや食べ残しをなくし、生ごみの堆肥化をこころがけます	◎		○	
51	祭りや地域の行事では、ごみが出ないように配慮します	◎		◎	
52	地域の各種団体が取り組む古紙回収に協力します	◎	○	○	
53	環境センターでつくられるコンポストを利用します	◎	◎		
54	買い物にはマイバッグを持参します	◎	○		◎
55	洗面、炊事、洗濯、洗車などでは、節水に努めます	◎	◎		
56	打ち水や庭の水やりには、雨水をためて使います	◎			
57	冷暖房は適温に調節します （暖房 20℃、冷房 28℃を目安）	◎	◎	◎	◎
58	使わない部屋の消灯、電気製品の主電源オフを徹底します	◎	◎	◎	
59	高効率機器の導入や建物の省エネルギー化に努めます	◎	◎	◎	
60	自然エネルギー（太陽光、風力等）を活用します	◎	◎	◎	

■注目指標（取り組みの進み具合の目安となるもの）

指標項目 （栗東市環境基本計画の目標指標から抜粋）	単位	現 状 [平成 18(2006)年]	備 考
環境センター利用者数	人／回	1,609／94	
1日1人当りの家庭系ごみ排出量	g	678	家庭ごみ排出量/人口/365日
ごみの資源化率	%	29	資源化ごみ量/総ごみ排出量
1人当りの上水使用量	m ³	146	総使用量（9,125千m ³ ）/ 人口（62,570人）
クリーンエネルギー導入件数	件数	236	太陽光発電

(4) 快適（潤い空間づくり）

「歴史・文化と融合したうまいのあるまち」を目標に、お気に入りの快適空間倍増を目指して取り組みを進めます。

■具体的な取り組みと行動主体

No.	具体的な取り組み	実行主体（主体：◎、協力：○）			
		市民	事業者	市	滞在者
61	ほっこりまつりや東海道ウォークに参加して、地域の歴史とともに、東海道・中山道のまちなみを守ります	◎	◎	◎	
62	屋外広告や看板等が周囲の景観を損なわないよう、デザインに配慮します		◎	◎	
63	魅力的な景観形成に向けて、公共施設等の修景に取り組みます			◎	
64	道沿いに花などを植えて、良好な景観を演出します	◎	◎	◎	
65	植木や生け垣を良好な状態に保ちます	◎	◎	◎	
66	どんぐりプロジェクトをはじめとする緑化に取り組み、風格が感じられる景観を育みます	◎	◎	○	○
67	土壁塗り体験などを通じて地域の民俗文化の継承に努めます	◎		◎	
68	環境の日（びわ湖の日）などの地域の行事や活動に参加します	◎	◎	◎	◎
69	都市計画マスタープランに基づく快適環境づくりに取り組みます	○	○	◎	○
70	事業にあたっては、環境アセスメントをはじめとした環境配慮に努めます		◎	◎	

■注目指標（取り組みの進み具合の目安となるもの）

指標項目 (栗東市環境基本計画の目標指標から抜粋)	単位	現 状 [平成 18(2006)年]	備 考
景観協定締結数	箇所	—	H21 年度から実施予定
景観重要樹木指定数	箇所	—	H21 年度から実施予定
地域環境保全事業実施	参加 延人数	62, 278	環境の日（びわ湖の日）等
街の公園整備率	%	74. 6	



写真 3-2-1 東海道の道標



写真 3-2-2 東海道の生け垣のある街並み

(5) 地球環境（環境意識の形成）

地球温暖化防止のための温室効果ガス削減をはじめとして、環境リーダーのもと「みんなで協働・連携し、環境に配慮して行動するまち」を目指して、環境教育・学習を通じた環境意識の形成に取り組みます。

■具体的な取り組みと行動主体

No.	具体的な取り組み	実行主体（主体：◎、協力：○）			
		市民	事業者	市	滞在者
71	学校が取り組む環境教育・学習に協力します	◎	◎		○
72	環境講座・環境学習会に参加し、環境問題について学びます	◎	◎	○	
73	新聞やテレビの報道、インターネットなどを通じて、環境に関する様々な情報の収集に努めます	◎	◎	◎	◎
74	「みどりのカーテン」に取り組みます	◎	◎	◎	
75	地球温暖化防止活動推進員と協働で温暖化防止活動に取り組みます	◎		○	
76	生活環境保全推進員を環境リーダーとして、地域の自主的な環境保全活動に取り組みます	◎	○	○	
77	環境モデル型事業(低炭素事業)の取り組みを推進します	◎	◎	○	
78	市内外の環境ボランティアに積極的に参加し、活動の輪を広げます	◎	○	○	○
79	「琵琶湖森林づくりパートナー協定」に基づいて、森林の保全に取り組みます		◎	○	
80	環境に関連した国際交流などに積極的に参加します	◎	◎	◎	◎

■注目指標（取り組みの進み具合の目安となるもの）

指標項目 (栗東市環境基本計画の目標指標から抜粋)	単位	現 状 [平成 18(2006)年]	備 考
環境教育への取り組み	回	175	環境教育実施回数
環境学習への取り組み	人／回	1,482／22	公民館環境講座等参加者
環境リーダーの育成	人	180	生活環境保全推進員
広域的な環境保全対策への参加	回	105	琵琶湖環境保全関連



写真 3-2-3 金勝児童館のみどりのカーテン



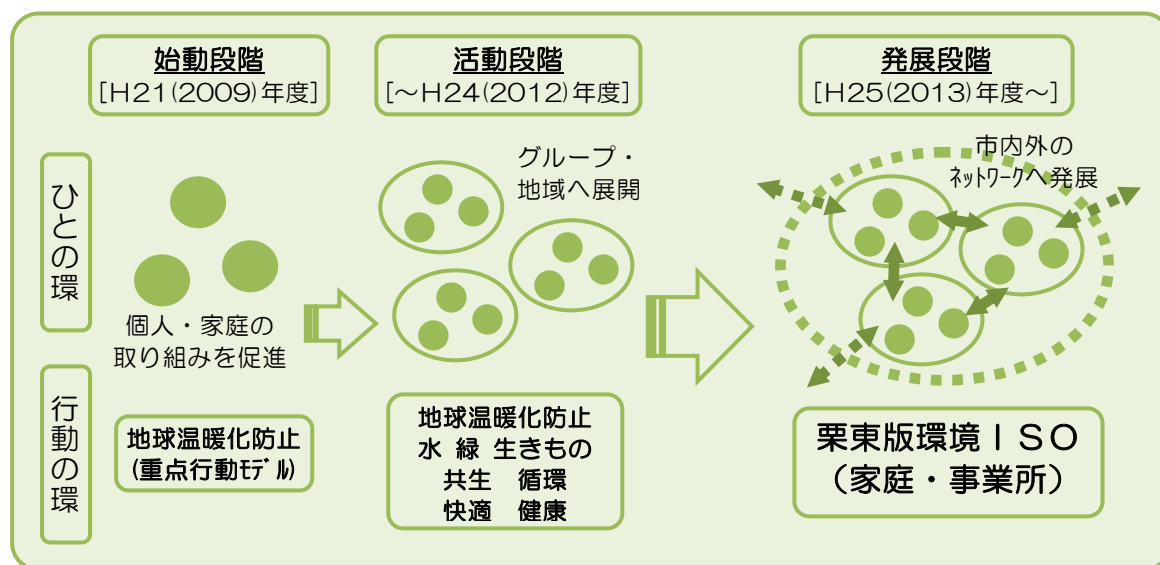
写真 3-2-4 市民参加による水生生物調査

3-3 行動プログラム

(1) 行動方針

この行動計画は、栗東市における「地球温暖化対策地域推進計画」として位置付けられています。また、地球温暖化防止を目的とする個々の取り組みの大半は、他の環境保全行動と共通するものです。

このため、最初は地球温暖化防止に向けた足下からの取り組みに着手し、行動の基本となる考え方（環境基盤の継承と発展、3つの基本ルール）にそって展開を図る中で、ひとの環・行動の環を段階的に広げていくこととします。



(2) 重点行動モデルの普及

始動段階における進め方は、第4章でふれる重点行動モデルを環境家計簿などの活用によって個人や家庭での取り組みとして普及させていくところから始めます。

その後の本格的な活動段階では、ひとの環をグループや地域へ徐々に広げるとともに、行動の環も波及させていきます。

(3) 栗東版環境ISOへの発展

さらに、計画期間以降を発展段階として位置付けて、「栗東版環境ISO」の規格化と普及を目指します。

※「栗東版環境ISO」とは？

環境マネジメントシステムの国際的な標準規格であるISO14001を分かりやすくし、ローカル規格として市域に限定した運用をイメージしています。

第4章 地球温暖化対策地域推進計画

4-1 地球温暖化防止に向けた行動展開

(1) 温室効果ガス削減目標

本市の人口・活動指標の規模は、国の削減目標の基準となる1990年当時と比べて大幅に拡大しているため、温室効果ガス排出量を基準年比で6%削減することは現実的に見て困難です。このため、本市の削減目標は、現況[平成17(2005)年度]の排出量を下回る水準で以下のように設定することとします。

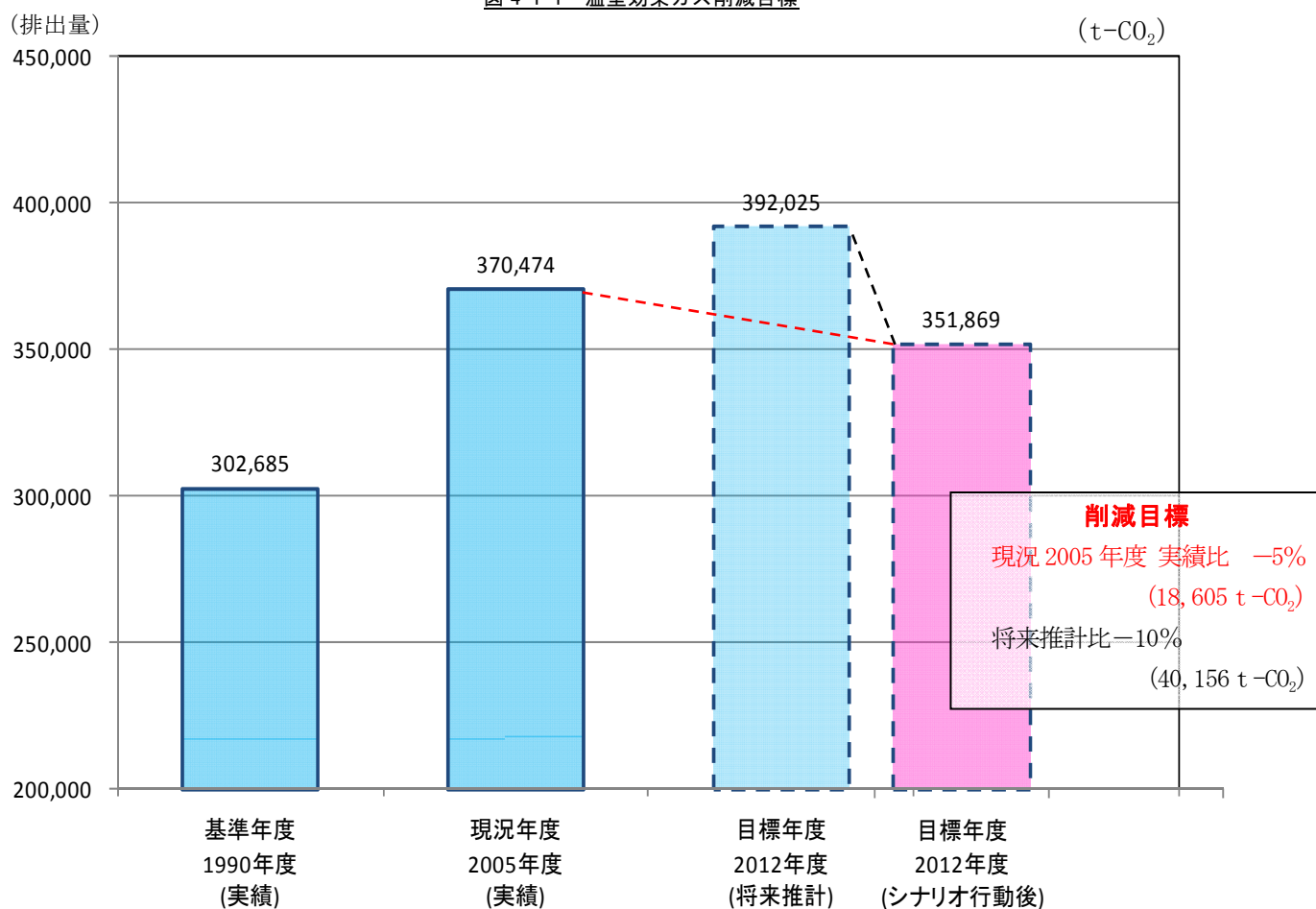
【温室効果ガス削減目標】

平成24(2012)年度までに

現況排出量(平成17(2005)年度)に対して5%削減

[現時点における平成24(2012)年度の将来推計排出量と比べて10%削減]

図4-1-1 温室効果ガス削減目標



(2) 温室効果ガス削減シナリオ

削減目標の達成に向けて想定するシナリオは次のとおりです。

- ①過去の経年変化から見て排出量の増加が見込まれる家庭・運輸・業務の各部門において、各主体の取り組みとして削減対策行動モデルが普及し、温室効果ガス排出原単位が現況より15～20%削減される。
- ②産業部門のうち、農林水産業については現状よりも設備投資（機械化）が進むが、省エネ型機器の導入でエネルギー消費量は現状を維持できる。
- ③人口は増加するが、社会情勢の変化（公共交通利用の機運の高まり、ドライバーの高齢化等）によって、マイカー利用の伸びは鈍化する。
- ④その他の部門においては、過去の傾向で推移しながらも過剰なエネルギー消費は抑えられる。

上記の想定の中で見込まれる、部門別の削減量を以下に示します。

表 4-1-1 部門別の削減量（年間）（t-CO₂）

排出量 部 門	現況年度(2005年度) [実績]①	目標年度(2012年度) [将来推計]②	目標年度(2012年度) [シナリオ行動後]③	削減量 ①-③
家庭部門	66,318	71,778	61,078	5,240
運輸部門	32,475	47,097	30,304	2,171
業務部門	78,651	86,014	75,841	2,810
産業部門・ 廃棄物部門	193,030	187,136	184,646	8,384
合計	370,474	392,025	351,869	18,605

温室効果ガス削減目標を達成するためには、排出量の増加が見込まれる家庭・運輸・業務部門について削減対策行動の普及が必要です。それぞれの部門での削減量目安を算出すると下表のようになります。

表 4-1-2 家庭・業務・運輸部門の原単位ごとの削減量目安（年間）

削減項目	単位	原単位		削減目標 現況年度(2005年度)比	
		現況年度 (2005年度)	シナリオ 行動後 (2012年度)	削減率	削減量
1世帯あたりのCO ₂ 排出量	t-CO ₂ /世帯	3.13	2.66	15%	470 kg-CO ₂ /世帯
自家用乗用車1台あたりのCO ₂ 排出量	t-CO ₂ /台	0.83	0.70	15%	124 kg-CO ₂ /台
業務系の床面積1㎡あたりのCO ₂ 排出量	t-CO ₂ /㎡	0.16	0.13	20%	33 kg-CO ₂ /㎡

次ページの表に各部門におけるシナリオの詳細一覧を示します。

表 4-1-3 温室効果ガス削減シナリオ

部門			原単位と指標		将来推計	シナリオ行動後
産業	非製造業	農林水産業	原単位	就業者1人あたりのCO ₂ 排出量	過去の経年変化より、単純増と予測	現況（2005年）と同レベルを維持する
			指標	就業者数	過去の経年変化より、単純減と予測	
		建設業・鉱業	原単位	就業者1人あたりのCO ₂ 排出量	過去の経年変化より、単純減と予測	
			指標	就業者数	過去の経年変化より、単純減と予測	
	製造業	原単位	製造品出荷額百万円あたりのCO ₂ 排出量	過去の経年変化より、単純減と予測		
		指標	製造品出荷額	過去の経年変化より、単純増と予測		
民生	家庭	原単位	1世帯あたりのCO ₂ 排出量	過去の経年変化より、単純増と予測	現況（2005年）より15%削減する❖	
		指標	世帯数	「市町村の将来推計人口」、「滋賀県の将来推計世帯人口」（国立社会保障・人口問題研究所）のデータから算出した世帯数予測値（単純増と予測）		
	業務	原単位	業務系の床面積1㎡あたりのCO ₂ 排出量	過去の経年変化より、ほぼ横ばいと予測	現況（2005年）より20%削減する❖	
		指標	業務系の床面積	過去の経年変化より、単純増と予測		
運輸	自家用乗用車	原単位	自家用乗用車1台あたりのCO ₂ 排出量	過去の経年変化より、単純増と予測	現況（2005年）より15%削減する❖	
		指標	自家用乗用車保有台数	過去の経年変化より、単純増と予測		マイカー利用の伸びは鈍化するため2005年比世帯数増加分のみ、増加と予測
廃棄物	一般廃棄物	原単位	可燃ごみ1tあたりのCO ₂ 排出量	原単位は同じ値で推移しているため、2012年においても同レベルを維持すると予測		
		指標	可燃ごみ量	一般廃棄物基本計画での予測値（単純増と予測）	過去の経年変化より、単純増と予測（一般廃棄物基本計画の予測と比較して実績値は増加していないため、対策前より増加幅が小さい）	
	産業廃棄物	原単位	製造品出荷額百万円あたりのCO ₂ 排出量	(CO ₂ , N ₂ O) 過去の経年変化より、単純増と予測		
		指標	製造品出荷額	(CH ₄) 過去の経年変化より、単純減と予測		
	汚水処理	原単位	下水処理（し尿・下水）量1㎡あたりのCO ₂ 排出量	原単位は同じ値で推移しているため、2012年においても同レベルを維持すると予測		
		指標	下水処理量	過去の経年変化より、単純増と予測		

○算定方法＝それぞれの指標あたりの温室効果ガス排出量を原単位とし、原単位の予測値に指標の予測値を乗じて将来排出量を推計します。

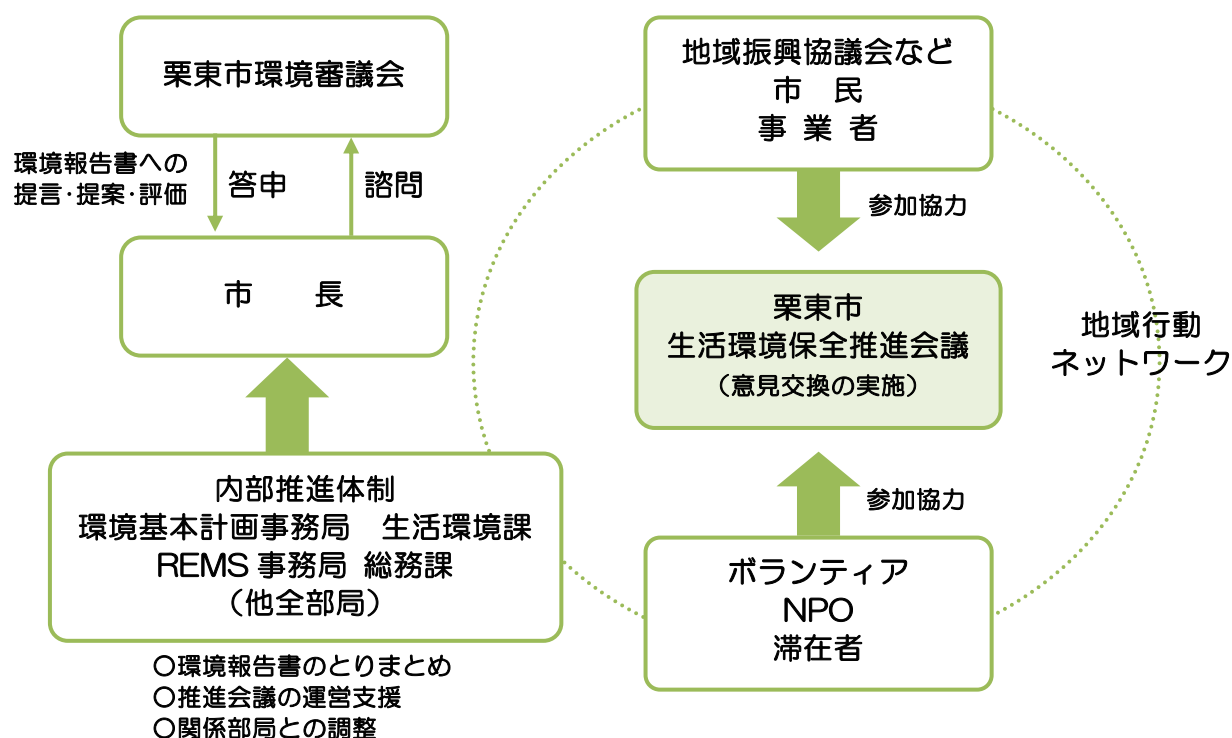
○表中の※の項目が行動モデルの普及による削減効果に該当します。

4-2 取り組み体制と各主体の役割

(1) 取り組み体制

この行動計画は、栗東市環境基本計画（以下、基本計画）の実行計画にあたることから、地球温暖化防止に向けた数々の取り組みは、基本計画の推進体制を活用して進めていくこととします。

また、計画の進行に関するマネジメントや情報公開（市民への周知・広報等）についても、基本計画に準じる形で環境報告書や広報「りっとう」を活用し、環境審議会の評価を受けながら実施していきます。



(2) 各主体の役割

ここでは、各部門における取り組みテーマをあげるとともに、それぞれの主体が取り組むべき行動例を示します。

■産業部門

テーマ①：自主的な取り組みの推進

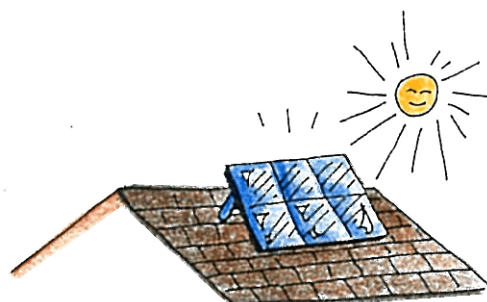
市民・滞在者	事業者	市（行政）
環境自主行動計画の実行や事業所内での環境マネジメント推進に協力します。（就業者）	- 業界ごとに定めた環境自主行動計画の実行に取り組みます。 - ISO14001 やエコアクション21等の環境マネジメントシステムを構築します。 - 環境に配慮した事業活動を行います。	環境マネジメントシステム導入を奨励します。

テーマ②：省エネルギー技術の導入

市民・滞在者	事業者	市（行政）
	- 設備機器の新規導入や更新にあたっては、省エネルギー型のもを選びます。（高効率機器[ボイラー、ヒートポンプ等]） - 省エネルギー効果の高い生産技術を開発し、広く提供します。（インバータ制御等） - 製造工程におけるエネルギー管理を徹底します。	- 中小事業者の技術導入を奨励します。 - グリーン調達を行います。

テーマ③：未利用エネルギーの有効活用

市民・滞在者	事業者	市（行政）
	- 自然エネルギー（太陽光発電、太陽熱利用、風力発電等）を活用します。 - コージェネレーションシステムや高効率ヒートポンプ等の導入によるエネルギーの高効率利用を図ります。	新エネルギー導入を促進します。



テーマ④：廃棄物の減量・リサイクルの推進

市民・滞在者	事業者	市（行政）
	・廃棄物をできるだけ出さないよう工程を工夫します。 ・不要になった製品を再生利用（リサイクル）します。 ・産業廃棄物は環境への負荷がかからない方法で適正に処理します。	

テーマ⑤：環境に配慮した製品の開発

市民・滞在者	事業者	市（行政）
・環境に配慮した製品を優先的に購入します。	・原料や輸送にかかるエネルギーを減らします。 ・省エネルギー性能の高い素材やリサイクル可能な素材を利用します。 ・製品の小型化、軽量化を図ります。 ・部品の共通化と長期保存に努めます。 ・製品の長寿命化、エネルギー効率の向上に努めます。 ・温室効果ガス排出量などの製品情報を表示します。 ・間伐材を有効活用します。	・グリーン購入を行います。 ・間伐材の利用を促進します。 ・環境に配慮した製品の開発を奨励します。

テーマ⑥：環境情報の提供

市民・滞在者	事業者	市（行政）
・企業情報や製品情報の把握に努めます。	・環境報告書などで自社の取り組みを公表します。	・企業情報や製品情報の把握に努め、広く市民に提供します。



■業務部門

テーマ①：環境マネジメントシステムの構築

市民・滞在者	事業者	市（行政）
環境マネジメント推進に協力します。（滞在者）	ISO14001 やエコアクション 21 等の環境マネジメントシステムを構築します。	環境マネジメントシステム導入を促進します。

テーマ②：オフィスの省エネ推進

市民・滞在者	事業者	市（行政）
	- 冷暖房の設定温度を適正に保ちます。（冷房 28℃、暖房 20℃） - 夏のクールビズ、冬のウォームビズに取り組みます。 - 上下階への行き来は、できるだけ階段を利用します。 - 休憩時間中の消灯を徹底します。 - 使わないOA機器や照明等はこまめに消します。 - 節水に努めます。 - 自然エネルギー（太陽光発電、太陽熱、風力発電等）を活用します。 - パソコンやコピー機、空調機や給湯器、照明などの更新時には、省エネタイプのものの導入に努めます。 「みどりのカーテン」に取り組みます。	- 冷暖房の設定温度を適正に保ちます。（冷房 28℃、暖房 20℃） - 夏のクールビズ、冬のウォームビズに取り組みます。 - 上下階への行き来は、できるだけ階段を利用します。 - 休憩時間中の消灯を徹底します。 - 使わないOA機器や照明等はこまめに消します。 - 節水に努めます。 - 自然エネルギー（太陽光発電、太陽熱、風力発電等）を活用します。 - パソコンやコピー機、空調機や給湯器、照明などの更新時には、省エネタイプのものの導入に努めます。 「みどりのカーテン」に取り組みます。

テーマ③：環境に配慮した商品の流通・販売

市民・滞在者	事業者	市（行政）
- 過剰包装を断ります。 - 環境に配慮した製品を優先的に購入します。 - 食材は旬のものや地場産のものを選んで購入します。	- 包装や梱包の簡素化に努めます。 - エコマーク商品等を積極的に販売します。 - 商品に関する環境情報の表示によって、消費者に情報を提供します。 - 食材は旬のものや地場産のもの、環境に配慮して作られたものを積極的に販売します。	- グリーン購入を行います。 - 間伐材の利用を促進します。 

■家庭部門

テーマ①：省エネルギー行動の徹底

市民・滞在者	事業者	市（行政）
・使わない部屋の照明はこまめに消します。 ・家電品を使わないときは主電源を切ります。 ・冷暖房の設定温度を適正に保ちます。（冷房 28℃、暖房 20℃）。 ・外気（冷房時）や日光（暖房時）を取り込んで冷暖房時間を短縮します。 ・カーテンやブラインドを使い冷暖房効果を高めます。 ・お風呂は冷めないうちに続けて入ります。 ・環境家計簿などにより、エネルギー消費量や削減効果を把握します。	・省エネルギー行動に向けた情報を提供します。	・省エネルギー行動の普及を促進します。 ・エネルギー消費量や削減効果を把握するためのツールを提供します。

テーマ②：省エネルギー性能の向上

市民・滞在者	事業者	市（行政）
・エネルギー効率の良い省エネルギー型の家電製品を選んで購入します。 ・待機電力の少ない家電製品を使います。 ・白熱電灯を蛍光灯やLED照明に取り替えます。 ・照明器具はインバータ制御やセンサー付きのものにします。 ・住宅の断熱性を高めます。	・省エネルギー性能の高い製品を開発します。 ・建築物の省エネルギー性能向上を図ります。（CASBEEの導入等）	・省エネルギー性能の高い製品について市民に情報提供します。

テーマ③：住宅の環境負荷の低減

市民・滞在者	事業者	市（行政）
・太陽光発電パネルや太陽熱温水器の設置を考えます。 ・庭やベランダなどの身近な空間を緑化します。 ・木造住宅の良さを見直します。 ・日射や通風に配慮し自然エネルギーの活用を図ります。 ・「みどりのカーテン」に取り組みます。	・緑化に適した資材を提供します。 ・自然エネルギー活用方法を提案します。	・新エネルギーの導入を促進します。 

■運輸部門

テーマ①：低公害車の普及

市民・滞在者	事業者	市（行政）
・自家用車の買替え時には、現在よりさらに燃費性能が高く、低炭素型の車の購入を検討します。 ・環境負荷が少ない車種を選びます。	・現在よりさらに燃費性能が高く、低炭素型の車の開発・導入を促進します。	・現在よりさらに燃費性能が高く、低炭素型の車の開発・導入を促進します。

テーマ②：エコドライブの徹底

市民・滞在者	事業者	市（行政）
・アイドリングストップに努めます。 ・急発進や急加速、空ぶかしをしません。 ・タイヤの空気圧など、点検整備を確実にします。 ・不要なものを出来るだけ積まないようにします。	・アイドリングストップに努めます。 ・急発進や急加速、空ぶかしをしません。 ・タイヤの空気圧など、点検整備を確実にします。 ・不要なものを出来るだけ積まないようにします。 ・ノーカーデーを設定し、参加を促進します。 ・エコドライブ講習会などを開催し、エコドライブの知識をひろめます。	・エコドライブについての情報を提供します。 

テーマ③：公共交通機関の利用

市民・滞在者	事業者	市（行政）
・バスや電車等の公共交通機関の利用に努めます。 ・近い場所へは徒歩や自転車でいきます。	・乗り換えに配慮したダイヤ編成に努めます。	・公共交通機関の利用促進に努めます。 ・徒歩や自転車で移動できるコンパクトなまちづくりを進めます。

■廃棄物部門

テーマ①：ごみ減量、リサイクルの推進

市民・滞在者	事業者	市（行政）
・ごみ分別を徹底します。 ・買い物袋を持参します。 ・不要なものはフリーマーケットやリサイクルショップで再利用に回します。 ・調理の際には食べ残しのないよう必要な分だけつくります。 ・過剰包装は断り、ばら売りや量り売りなど、包装の少ないものを選んで購入します。 ・集団回収など資源ごみのリサイクルに協力します。	・不用品のリサイクルを受け入れます。 ・買い物袋の持参を呼びかけます。 ・ばら売りや量り売りなど包装を少なくするようにします。 ・資源の再利用に努めます。	・ごみの分別徹底を呼びかけます。 ・資源ごみのリサイクルを推進します。 

4-3 重点行動モデル

(1) 行動モデルの考え方

ここでは、削減量を達成するため、行動計画を広く市民に普及させていくことをねらいに日常生活の身近な場面における一連の行動を抽出し、それぞれの場面で織り込むことができる環境配慮をパッケージ（行動モデル）として提案します。

4-1-(2)の温室効果ガス削減シナリオで示した家庭部門・運輸部門での削減目標の実現に向けて、次ページ以降に示す環境配慮行動の例からできることを選択し、そのCO₂削減量を参考に、市民全員が各家庭で15%(470kg)、乗用車一台あたり15%(124kg)の削減を目指します。

行動モデルの設定にあたっては、一般の家庭で日頃誰もが行動する場所に応じて、下に挙げる5つの場面を取り上げます。それぞれに「エネルギー」「ごみ」「水」の3つの視点から、地球温暖化防止に効果の高い省エネルギーを軸としてごみ減量や節水に取り組む内容とします。

①リビング



②キッチン



③お風呂・トイレ



④洗濯・そうじ



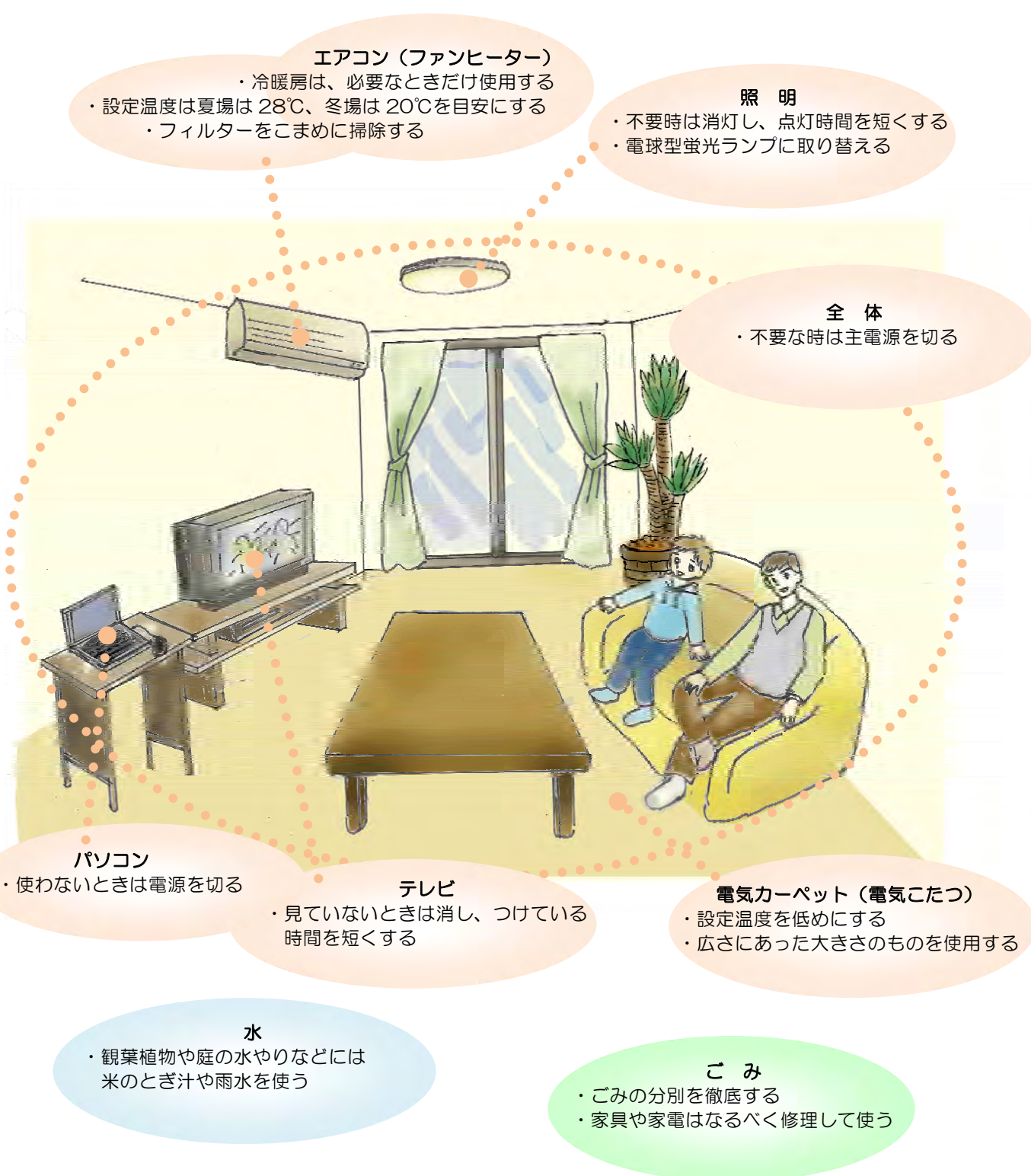
⑤おでかけ
(自動車の利用)



(2) 行動モデルと温室効果ガス削減効果

①リビング

エアコン・電気カーペットなどの冷暖房設備やテレビ・パソコンなどのOA機器、照明といった家電製品の利用について、省エネルギーに取り組みます。



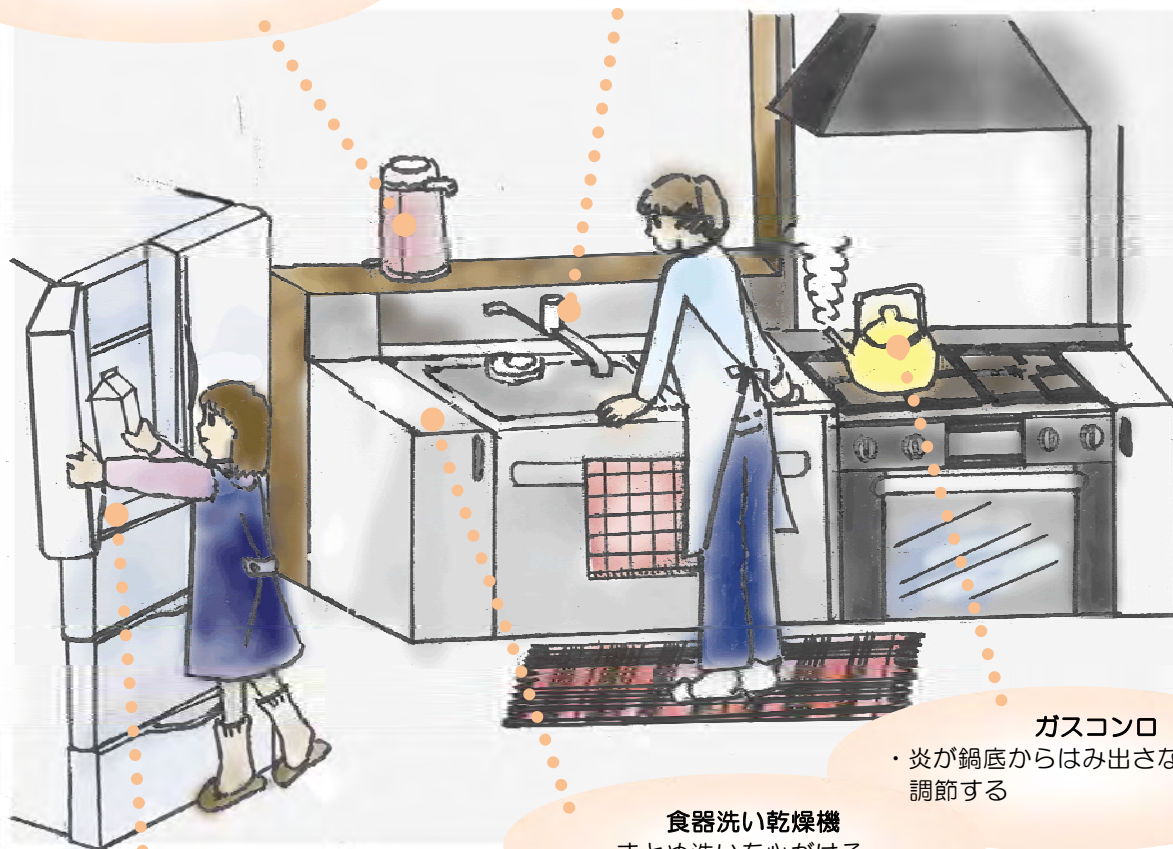
【温室効果ガス削減効果】

行動の場所		CO ₂ 削減量 (kg-CO ₂ /世帯・年)	削減量算出の条件
リビング			
エアコン (ファンヒーター)	冷房の使用時間を1日1時間短縮する	8.5	設定温度28℃
	暖房の使用時間を1日1時間短縮する	18.5	設定温度20℃ (石油ファンヒーターの場合は41.3 ガスファンヒーターの場合は30.6) 設定 温度20℃
	冷房の温度設定を1℃上げる	13.7	外気温度31℃の時2.2kWの冷房設定 温度を27℃から28℃にした場合(使用 時間9時間/日、年間使用日数112日)
	暖房の温度設定を1℃下げる	24.0	外気温度6℃の時2.2kWの暖房設定温 度を21℃から20℃にした場合(使用時 間9時間/日、年間使用日数169日) (石油ファンヒーターの場合は25.4 ガ スファンヒーターの場合は18.6) 外気温 度6℃の時暖房設定温度を21℃から 20℃にした場合(使用時間9時間/日)
	フィルターをこまめに掃除する	14.5	フィルターが目詰まりしている2.2kWの エアコンと、フィルターを掃除した場合 の比較
照明	点灯時間を1日1時間短縮する(蛍光 灯)	2.0	12Wの蛍光灯1灯 (54Wの白熱電球1灯の場合は8.9)
	電球型蛍光灯に取り替える	38.1	54Wの白熱電球を12Wの電球型蛍光灯 に交換
テレビ	テレビをつけている時間を1日1時間減 らす	14.4	ブラウン管(25インチ) (液晶(20インチ)の場合は6.8、 プラズマ(32インチ)の場合は33.8)
パソコン	使わない時は電源を切る(ノート型)	2.5	1日1時間利用時間を短縮 (デスクトップ型の場合は14.3)
電気カーペット (電気こたつ)	温度設定を低めにする	84.2	3畳用で、設定温度を「強」から「中」に (使用時間5時間/日) (電気こたつの場合は22.2) 設定温度を「強」から「中」に(使用時間 5時間/日)
	広さにあった大きさのものを使用する	40.7	設定「中」で1日5時間使用した場合、3 畳用と2畳用の比較
家電全体	不要な時は主電源を切る	60.1	待機電力を50%削減した場合(機能上 支障のない機器をコンセントから抜い た場合、待機時消費電力量は308→ 158(kWh/年・世帯)となる)
リビングでできるCO ₂ 削減量合計(kg-CO ₂ /年)		321.2	

これらの取り組みを実行すると、
全体で1年間に321.2kgの二酸化炭素が削減できます。

CO₂削減量データ：(財)省エネルギーセンター「家庭の省エネ辞典」、
全国地球温暖化防止活動推進センター「家庭でできる温暖化対策」
エコドライブ普及連絡会「エコドライブ10のすすめ」

②キッチン



電気ポット

- ・長時間使用しないときはプラグを抜く

ガス給湯器

- ・食器洗いの時は低温に設定する

電気冷蔵庫

- ・ものを詰め込みすぎない
- ・開けている時間を短くする
- ・設定温度を適切にする
- ・壁から適切な間隔で設置する

食器洗い乾燥機

- ・まとめ洗いを心がける

ガスコンロ

- ・炎が鍋底からはみ出さないように調節する

水

- ・食器洗いなどの時は水を流しっぱなしにしない
- ・食用油や野菜くずを下水に流さない

ごみ

- ・食べ残しをなくし、食品を使い切るようにする
- ・生ごみは堆肥化をこころがける

【温室効果ガス削減効果】

行動の場所			CO ₂ 削減量 (kg-CO ₂ /世帯・年)	削減量算出の条件
キッチン				
	電気冷蔵庫	ものを詰め込みすぎないようにする	19.9	詰め込んだ場合と、半分にした場合の比較
		開けている時間を短くする	2.8	開けている時間が10秒と20秒の比較
		設定温度を適切にする	28.0	周囲温度15℃で、設定温度を「強」→「中」にした場合
		壁から適切な間隔で設置する	20.4	上と両側が壁に接している場合と上と片側が壁に接している場合の比較
	ガス給湯器	食器洗いの時は低温に設定する	20.0	65Lの水道水使用で2回/日手洗いを湯沸し設定温度40℃と38℃の比較
	ガスコンロ	炎が鍋底からはみ出さないように調節する	5.4	1L、20℃程度の水を沸騰させる際、強火から中火にした場合(1日3回)
	電気ポット	長時間使用しないときはプラグを抜く	48.7	ポットに満タンの水2.2Lをいれ沸騰させ、1.2L使用後6時間保温した場合と、保温せずに再沸騰させて使用した場合の比較
	食器洗い乾燥機	まとめ洗いを心がける	52.1	手洗い(給湯器40℃使用水量65L/回、冷房期間は給湯器を使用しない)と食器洗い乾燥機(給水接続タイプ標準モードを使用)、ともに1日2回使用した場合の比較 水道のエネルギー消費量は含んでいない
キッチンでできるCO ₂ 削減量合計(kg-CO ₂ /年)			197.3	



これらの取り組みを実行すると、
全体で1年間に197.3kgの二酸化炭素が削減できます。

③お風呂・トイレ



【温室効果ガス削減効果】

行動の場所		CO ₂ 削減量 (kg-CO ₂ /世帯・年)	削減量算出の条件	
お風呂・トイレ				
	風呂給湯器	入浴は間隔を開けずにはいる	87.0	2時間放置により4.5℃低下した200Lの水を1日1回追い焚きする場合
		シャワーの使用時間を1日1分短くする	29.1	お湯の温度45℃
	温水洗浄便座	使わないときはフタを閉める	15.8	フタを閉めた場合と、開けっ放しの場合の比較
		便座暖房の温度設定を低めにする	12.0	便座の設定温度を中→弱にした場合(貯湯式)冷房期間はOFF
		洗浄水の温度は低めにする	6.3	洗浄水の設定温度を中→弱にした場合(貯湯式)
お風呂・トイレでできるCO ₂ 削減量合計(kg-CO ₂ /年)		150.2		

これらの取り組みを実行すると、
 全体で1年間に150.2kgの二酸化炭素が削減できます。

④洗濯・そうじ



【温室効果ガス削減効果】

行動の場所			CO ₂ 削減量 (kg－CO ₂ /世帯・年)	削減量算出の条件
洗濯・そうじ				
	洗濯機	洗濯物はまとめ洗いをする	2.7	6kgの容量の洗濯機で、4割を入れて洗う場合と、8割を入れて洗う場合の比較
		お風呂の残り湯を洗濯に使う	6.6	50ℓを毎日洗濯に使用
	掃除機	部屋を片付けてから掃除機をかけ、かける時間を短縮する	2.5	利用時間を1日1分短くした場合
		ごみパックは適宜取り替える	0.7	パックいっぱいにごみが詰まった状態と、未使用のパックの比較
洗濯・そうじでできるCO ₂ 削減量合計(kg－CO ₂ /年)			12.5	

これらの取り組みを実行すると、
全体で1年間に12.5kgの二酸化炭素が削減できます。

用語解説

あ行

■ アイドリングストップ

自動車の駐停車中にエンジンをかけっぱなし（アイドリング）をしないことです。ガソリン等の燃料消費量を抑えるとともに、大気汚染物質や温室効果ガスの排出量を減らす効果があります。

■ IPCC

(Intergovernmental Panel on Climate Change：気候変動に関する政府間パネル)

国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）が、1988年に設立した国際機関であり、気候変動に関する科学的知見の集積や地球温暖化による影響予測などの活動を行っています。

■ インバータ制御

直流電源から機器に最適な周波数の交流電源を作り出して制御する方式で、家電製品や工場設備のエネルギー効率を高めることができます。

■ 美しい星 50（クールアース 50）

2007年、日・EU定期首脳協議及びG8ハイリゲンダム・サミットにおいて、安部内閣総理大臣（当時）が、地球温暖化対策として各国に提案した戦略です。世界全体の排出量を現状に比べ2050年までに半減することなどを柱としています。

■ エコアクション21

主に中小企業向けに環境省が策定した、環境管理システムの認証・登録制度です。要求事項が簡略化されており、認証取得費用も安価なため、環境管理システムの国際標準とされるISO14001に比べて取り組みやすいものになっています。

■ エコショップ

環境に配慮した製品を取り扱ったり、過剰な包装を避けて省資源化を図ったり、食品トレイや牛乳パックの店頭回収を自主的に行ったりして、ごみの減量やリサイクルを積極的に推進している店のことです。

■エコドライブ

急発進や急加速、空ぶかしを避けるなど燃料の無駄の少ない運転を心がけることや、燃費のよい自動車の選択、相乗りなど、省エネルギーと排気ガス低減に役立つ運転のことを指します。

■LED照明

「Light Emitting Diode：発光ダイオード」照明の略語です。

蛍光灯に比べて消費電力が約 2 分の 1 であること、材料に水銀などの有害物質を含まないこと、熱の発生も少ないことなどから、環境負荷が低い照明機器として注目されています。

■オール電化

通常の電気を使う照明や OA 機器などに加えて、炊事場やお風呂など、家庭や事業所で使うエネルギーすべてを電気でまかなう形態を指します。

■淡海エコフォスター

県民・事業者等が、愛情と責任を持った環境美化ボランティアとして登録し、県がその活動を支援する制度です。県と合意書を交わし、その合意書に基づいて一定の場所の美化活動を定期的、継続的に美化活動を行います。

か行

■環境 ISO、環境マネジメントシステム（EMS）、安全管理システム

国際標準化機構（ISO）が定める規格のうち、環境マネジメントシステム（以下 EMS）に関する規格である ISO14001 は、俗に環境 ISO と呼ばれており、企業等の事業体はその活動によって環境に与える負荷を低減するためのしくみです。EMS は環境方針を示した上で、計画（Plan）→実行（Do）→点検（Check）→改善（Action）というサイクル（PDCA サイクル）に従って継続的に取り組みを進めることを基本としています。

本計画でいう安全管理システムとは環境 ISO（ISO14001）と公害防止協定を指し、前者の認証取得者と後者の締結者を数値目標の対象としています。

■環境会計

企業等が、社会との良好な関係を保ちつつ環境保全への取り組みを効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的（貨幣単位または物量単位）に測定する仕組みです。

■環境自主行動計画

主に産業部門の各業界団体が、その業種での地球温暖化の防止や廃棄物の削減などの環境保全活動を促進するため、自主的に策定する行動計画です。京都議定書目標達成計画では、環境自主行動計画を「産業・エネルギー転換部門での温暖化防止対策の中心的役割を果たすもの」として位置づけています。

■環境配慮シート

建設工事の際に発生する騒音や振動、粉じんなどによる近隣への影響を軽減するために用いられるシートのことです。

■間伐材

人工林で、良質の木を選んで大きく育てるために、間引き（間伐）した木を指します。

■気候変動、気候変動枠組条約

近年では地球温暖化とほぼ同じ意味で用いられることが多く、気候変動枠組条約では、「地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接または間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生ずるもの」と定義されています。気候変動枠組条約は、地球温暖化防止に関する取り組みを国際的に協調して行っていくため 1992 年 5 月に採択され、2004 年 3 月に発効しました。本条約は、大気中の温室効果ガス濃度の安定化を目指して、締約国に温室効果ガスの排出・吸収目録の作成、地球温暖化対策のための国家計画の策定とその実施等の各所の義務を課しています。

■CASBEE（キャスビー）

「建築物総合環境性能評価システム」のことで、省エネルギーや省資源・リサイクル性能といった環境負荷低減はもとより、室内の快適性や景観への配慮といった環境品質・性能の向上も含めた、建築物の環境性能を総合的に評価し格付けする手法です。

■ 京都議定書目標達成計画、

京都メカニズム（排出量取引、クリーン開発メカニズム、共同実施）

京都議定書目標達成計画は京都議定書による我が国の削減約束を達成するために必要な対策・施策を盛り込んだ計画です。京都議定書に基づいて導入された「京都メカニズム」には、先進国同士が温室効果ガスの排出枠の一部を取引することができる「国際排出権取引」、先進国同士が温室効果ガスの排出削減・吸収増進事業を共同で行い、先進国が、途上国において排出削減・植林事業を行い、その結果生じた削減量・吸収量をクレジットとして先進国が獲得できる「クリーン開発メカニズム」、削減量・吸収量を自国の削減目標達成のために利用する「共同実施」があります。

■ クールビズ、ウォームビズ

クールビズは冷房時のオフィスの室温を 28℃にした場合でも、涼しく効率的に格好良く働くことができるというイメージをわかり易く表現した、夏の新しいビジネススタイルの愛称です。これに対してウォームビズは暖房時のオフィスの室温を 20℃にした場合でも、ちょっとした工夫により暖かく効率的に格好良く働くことができるというイメージをわかり易く表現した、秋冬のビジネススタイルの愛称です。

■ グリーン商品

環境への影響を考慮し、環境負荷をできるだけ小さくした製品やサービスをいいます。第三者機関が一定の基準を定め認定した商品には環境ラベルが付いています。

※環境ラベルの例：日本環境協会が認定しているエコマーク、国際エネルギースターマーク、再生紙使用マーク、牛乳パック再利用マーク、PET ボトルリサイクル推奨マーク、低排出ガス認定車、グリーンマーク、間伐材マークなど

■ 景観行政団体、景観協定

景観法（2004 年 6 月制定、12 月施行）に基づく諸施策を実施する行政団体。地方自治法上の指定都市、中核市の区域にあってはそれぞれ当該市が、その他の区域にあっては都道府県がこれにあたります。また、その他の市町村も都道府県との協議・同意があれば都道府県に代わって景観行政団体になることができます。景観協定とは、良好な景観の形成に関して景観区域内の一団の土地の所有者、借地権者の全員の合意によって結ばれた協定です。

■高度処理システム（排水）

標準的な排水処理は、下水に活性汚泥（微生物の塊）を入れて空気を吹き込むことで、下水に含まれる有機物を微生物の力で分解し、汚泥を沈殿槽で分離した後、処理水を塩素消毒して放流する流れです。この方法は、有機物（＝汚れ）の除去に効果がある一方で、窒素やリンが十分に除去できないという課題があります。高度処理では、酵素条件を変えた反応槽を通すことで、窒素とリンを効率よく除去することができます。

■コージェネレーションシステム

ガスエンジン等の原動機による発電とその排熱を回収して同時に利用するシステムです。冷暖房のエアコン・給湯・生産用の蒸気・乾燥保温の温風・熱風などに利用でき、エネルギーの利用効率は従来の発電のみの場合（30～40%）と比べて 75～85%と高く、省エネ効果が期待できます。

■ゴミゼロ国際化行動計画

2005 年に開催された 3R イニシアティブ官僚会合で日本が発表した、3R を通じた循環型社会の構築を国際的に推進するための日本の行動計画です。計画では①「ゴミゼロ社会を国内で実現しその経験を世界へ発信」②「開発途上国のゴミゼロ化を支援」③「ゴミゼロ社会を世界へ広げるための国際協調を推進」を掲げています。

■コンポスト

生ごみや下水汚泥、家畜の糞尿などの有機性廃棄物からできた堆肥、または堆肥化手法のことを指します。

さ行

■3R 推進

「ごみを出さない」（リデュース：Reduce）、「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」（リユース：Reuse）、「出たごみはリサイクルする」（リサイクル：Recycle）という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のことで、それぞれの頭文字を取って「3R」と呼ばれています。これに「ごみになるものを買わない（リフューズ：Refuse）」を加えて「4R」、さらに「修理して使う（リペア：Repair）」を加えて「5R」という場合もあります。

■自然エネルギー

有限で枯渇のおそれのある石油・石炭などの化石燃料や原子力（ウラン）と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。

■循環型社会推進基本法

循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律。

■新エネルギー

従来使っていた石油、石炭、原子力、天然ガス、水力などのエネルギーに対し、再生可能で普及段階にある太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、バイオマス、雪氷熱利用、廃棄物発電、温度差エネルギーなどのほか、従来型エネルギーの新利用形態として、クリーンエネルギー自動車、天然ガスコージェネレーション、燃料電池などがあります。

■生物多様性、生物多様性基本法、第三次生物多様性国家戦略

生物多様性は生命の豊かさを包括的に表した広い概念であり、一般に個体（遺伝子）：種：生態系のレベルで捉えられます。人間活動の拡大とともに、生物多様性は低下しつつあるため、地球環境問題のひとつとして生物多様性条約に基づく取り組みが国際的に進められています。日本では生物多様性国家戦略の策定とともに生物多様性基本法を制定し、総合的な取り組みを進めています。

■ゼロ・エミッション

あらゆる廃棄物を原材料などとして循環利用することにより、廃棄物を一切出さない資源循環型社会システムのことをいいます。

た行

■太陽光発電

太陽電池を用い、太陽の光エネルギーを電気エネルギーに変換する発電方式のことです。国は、家庭へのシステムの普及促進に取り組む方針を示しています。

■太陽熱利用

太陽エネルギーを集熱器で集め、水や空気などを暖めて給湯や暖房などに利用することです。

■地球温暖化対策の推進に関する法律

京都議定書目標達成計画の策定や、地域協議会の設置等の国民の取り組みを強化するための措置、温室効果ガスの多量排出者に温室効果ガスの排出量を算定して国に報告することを義務づけ、国が報告されたデータを集計・公表する「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」等について定めた法律です。

■低炭素社会に向けた 12 の方策

国立環境研究所などが中止となって、2050年に想定されるサービス需要を満足しながら、主要な温室効果ガスであるCO₂を1990年に比べて70%削減する技術的なポテンシャルが存在することを明らかにした報告です。70%削減シナリオから得られた分析結果をもとに、どの時期に、どのような手順で、どのような技術や社会システム変革を導入すればよいか、それを支援する政策にはどのようなものがあるかを12の方策としてまとめ、それぞれの方策の削減効果を定量的に示しています。

■道路整備プログラム

計画的な道路整備を進めるために、都市計画道路を主体として構成される将来道路網について各路線の位置づけや機能を明確にするとともに、効率的な道路整備を進めるための整備優先順位の検討、早期事業化路線・区間の検討を行うために市が制定したプログラムです。

■どんぐりプロジェクト

市が景観行政団体になったことを記念して企画したプロジェクトです。市民が里親となってどんぐりの苗木を各家庭で育て、2、3年後に大きくなったどんぐりの木を並木道や公園に植樹することを目標として、平成20年に記念植樹を行い、参加者にはどんぐりの苗木を配布しました。

な行

■ ノーマイカーデー

自家用車に代わる通勤手段の選択（公共交通、自転車利用、徒歩）や自動車利用の効率化（相乗り）により、自動車利用を自粛し、自動車交通量の削減を図る取り組み日のことをいいます。自動車交通量そのものを減らすことにより、二酸化炭素排出量を削減し、地球温暖化防止に貢献することを目的としています。

は行

■ ビオトープ

ドイツ語の Bio(生物)と Tope(空間、場所)を組み合わせた造語で本来、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉。特に、開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指して言う場合もあり、都市域では、学校内などにビオトープを造成し、環境教育の現場として活用される例も増えています。

■ 琵琶湖森林づくりパートナー協定

2004年4月に県が施行した「琵琶湖森林づくり条例」の基本理念にのっとり、森林所有者と事業者（企業等）が協働で長期間にわたり琵琶湖の水源の森林づくりを支えていく取り組みです。協定をもとに提供された資金は今後、森林所有者が行う下刈りや枝打ち、間伐などの活動、地域の子どもの環境学習などにも活用されます。

■ びわ湖の日

琵琶湖の環境を保全するために、1996年に制定された滋賀県環境基本条例で、7月1日を「びわ湖の日」と定めています。この日は関係市町村や漁業関係者を中心に琵琶湖の清掃活動を行っており、栗東市環境基本条例でもこの日にあわせて地域環境の保全事業を実施し、市民、事業者及び滞在者は積極的に参加を努めるものとしています。

■琵琶湖ルール

「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」の通称。この条例は、レジャー活動に伴って発生する騒音や迷惑駐車、ごみの放置といった問題が自然や住民生活に与える影響が見過ごせないほど大きくなってきたことに端を発しています。「琵琶湖と共生するレジャースタイルの確立」を目的として、「プレジャーボートの航行規制水域内での航行禁止」、「プレジャーボートの従来型2サイクルエンジンの使用禁止」、「外来魚のリリース禁止」、「地域の実態に応じたローカルルールの認定」などについて規定しています。

■フロン／フロンの回収

フッ素と炭素などからなる化合物で、主に冷蔵庫やカーエアコンなどの冷媒、精密機械などの洗浄剤、エアゾール製品の噴射剤などに使用されてきました。

オゾン層を破壊する原因物質の1つとされており、破壊する程度の強いフロンは生産が全廃されています。

また、2001年6月に制定された「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保などに関する法律」では、フロン使用機器の廃棄に伴い使用されていたフロンが大気中に放出されないよう、適切な回収・破壊処理が定められています。

ま行

■マイバッグ

買い物した商品を入れるレジ袋をもらわないようにするために、自分で持ち歩く袋などのことです。

■みどりのカーテン

アサガオやヘチマ、ゴーヤなどツル性の植物でつくる自然のカーテンのことです。ベランダや軒下に生育させることで真夏の暑い日差しを避けることができ、過度な冷房を抑制しCO₂排出削減にもつながることが期待されています。

や行

■有害化学物質

環境を経由して人の健康または動植物の生息・生育に有害な作用を及ぼす化学物質を指す一般的な総称です。